

第百八十五回
国 会
参議院 国家安全保障に関する特別委員会 會議録第九号

平成二十五年十一月二十八日(木曜日)
午後三時七分開会

委員の異動

十一月二十六日

辞任

酒井 庸行君
舞立 昇治君

補欠選任

佐藤ゆかり君
二之湯武史君

十一月二十七日

辞任

岩井 茂樹君
江島 潔君
北村 経夫君
佐藤ゆかり君
西田 昌司君
三宅 伸吾君
中山 恭子君

補欠選任

島田 三郎君
柘植 芳文君
堂故 茂君
古賀友一郎君
舞立 昇治君
中泉 松司君
室井 邦彦君

十一月二十八日

辞任

島田 三郎君
柘植 芳文君
堂故 茂君
舞立 昇治君
室井 邦彦君

補欠選任

山田 修路君
江島 潔君
北村 経夫君
堀井 巖君
東 徹君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

中川 雅治君

佐藤 正久君

島尻安伊子君
芝 博一君
福山 哲郎君
石川 博崇君

猪口 邦子君

衆議院議員

修正案提出者
修正案提出者
修正案提出者
修正案提出者
国務大臣
法務大臣

中谷 元君

桜内 文城君

大口 善徳君

島中 光成君

谷垣 禎一君

宇都 隆史君

江島 潔君

北村 経夫君

古賀友一郎君

上月 良祐君

島田 三郎君

柘植 芳文君

堂故 茂君

中泉 松司君

二之湯武史君

堀井 巖君

舞立 昇治君

松山 政司君

山田 修路君

大野 元裕君

神本美恵子君

白 眞勲君

藤田 幸久君

牧山ひろえ君

矢倉 克夫君

山本 香苗君

小野 次郎君

真山 勇一君

井上 哲士君

仁比 聡平君

東 徹君

室井 邦彦君

福島みずほ君

外務大臣 岸田 文雄君
防衛大臣 小野寺五典君
国務大臣 (国家公安委員会委員長) 古屋 圭司君
国務大臣 森 まさこ君
副大臣 岡田 広君
内閣府副大臣 岡田 資麿君
大臣政務官 福岡 資麿君
内閣府大臣政務官 五十嵐吉郎君
常任委員会専門員 矢嶋 定則君
常任委員会専門員 鈴木 良之君
内閣官房内閣情報調査室内閣審議官 秋葉 剛男君
外務大臣官房審議官 山田 滝雄君
外務大臣官房参事官 滝雄君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○特定秘密の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中川雅治君) ただいまから国家安全保障に関する特別委員会を開会いたします。(発言する者あり)

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、酒井庸行君、中山恭子君、西田昌司君、岩井茂樹君、江島潔君、北村経夫君及び三宅伸吾君が委員を辞任され、その補欠として古賀友一郎君、室井邦彦君、二之湯武史君、島田三郎君、柘植芳文君、堂故茂君及び中泉松司君が選任されました。

君、柘植芳文君、堂故茂君及び中泉松司君が選任されました。

○委員長(中川雅治君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
特定秘密の保護に関する法律案の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めるとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
(発言する者多し) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(中川雅治君) 特定秘密の保護に関する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。
(発言する者あり) 御静粛にお願いいたします。
(発言する者あり) 速記を止めてください。
〔午後三時九分速記中止〕
〔午後三時三十六分速記開始〕

○委員長(中川雅治君) それでは、速記を起してください。

○委員長(中川雅治君) ただいまから国家安全保障に関する特別委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、酒井庸行君、中山恭子君、西田昌司君、岩井茂樹君、江島潔君、北村経夫君及び三宅伸吾君が委員を辞任され、その補欠として古賀友一郎君、室井邦彦君、二之湯武史君、島田三郎君、柘植芳文君、堂故茂君及び中泉松司君が選任されました。

○委員長(中川雅治君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

特定秘密の保護に関する法律案の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めるとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中川雅治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(中川雅治君) 特定秘密の保護に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。森国務大臣。

○国務大臣(森まさし君) ただいま議題となりました特定秘密の保護に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものです。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になつていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとしております。

第二に、特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該特定秘密を利用する必要がある

と認めるときは、当該特定秘密を提供することのできるものとしております。

第三に、特定秘密の取扱いの業務は、原則として、適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行つてはならないものとしております。

第四に、この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害することがあつてはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないとしております。

第五に、特定秘密の取扱いの業務に従事する者であつて、その業務により知得した特定秘密を漏らしたものに等に対する所要の罰則を設けることとしております。

第六に、自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するため自衛隊法の一部を改正するとともに、特定秘密の保護に関し、施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法の一部を改正するものとしております。

以上のほか、所要の規定を整備するものとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院において修正が行われております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(中川雅治君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員中谷元君から説明を聴取いたします。衆議院議員中谷元君。

○衆議院議員(中谷元君) ただいま議題となりま

した特定秘密の保護に関する法律案の衆議院における修正部分につきまして、御説明申し上げます。

第一に、安全保障の定義及びこれによる特定秘密の範囲の限定についてであります。

安全保障を「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と定義することにより、特定秘密の範囲を安全保障に関するものに限定することとしております。

第二に、特定秘密を指定することができる行政機関の限定についてであります。

内閣総理大臣が我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関する有識者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長は、特定秘密の指定を行わないものとするとしております。

第三に、指定の有効期間の延長の上限についてあります。

指定の有効期間は、指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得なければ、通じて三十年を超えることができないものとするとしておりますが、指定の有効期間を、通じて三十年を超えて延長することができるところであつても、特に秘匿性の高い情報として限定列挙するものを除き、指定の有効期間は、通じて六十年を超えることができないものとするとしております。

第四に、国立公文書館等への移管についてであります。

行政機関の長は、指定の有効期間を、通じて三十年を超えて延長することについての内閣の承認が得られなかったときは、その情報が記録された行政文書ファイル等の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管しなければならぬものとするとしております。

第五に、特定秘密の提供の義務についてであります。

公益上の必要による特定秘密の提供に関する規定について、「提供することができる」から「提供し得るものとする」とするとともに、国会に対して特定秘密を提供する場合には、国会において定められる措置が講じられるものとするとしております。

第六に、特定秘密の指定等の運用基準の作成、運用状況の報告等についてであります。

内閣総理大臣は、特定秘密の指定等の実施に関する基準を定め、又は変更しようとするときは、有識者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとするとしております。

そして、内閣総理大臣は、毎年、特定秘密の指定等の実施の状況を有識者に報告し、その意見を聴かなければならないものとするとしております。

また、内閣総理大臣は、特定秘密の指定等の実施が基準に従つて行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに改善すべき旨の指示をすることができるとするものとしております。

第七に、国会への報告等についてであります。

政府は、毎年、有識者の意見を付して、特定秘密指定等の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとするとしております。

第八に、取得罪の目的犯化についてであります。

違法行為等による特定秘密の取得については、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で取得した者に限り処罰するものとするとしております。

第九に、特定秘密の指定、適性評価の実施等を行う行政機関に関する経過措置についてであります。

施行日から起算して五年を経過する日までの

間、特定秘密を保有したことがない行政機関として政令で定めるものを、特定秘密の指定、適性評価の実施等を行う行政機関から除外することとしております。

第十に、指定及び解除の適正の確保についてであります。

政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することができるとする新たな機関の設置その他特定秘密の指定及びその解除を適正に確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしております。

第十一に、国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方についてであります。

国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり、各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することと定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしております。

第十二に、別表に挙げる事項の明確化についてであります。

別表に掲げる事項のうち安全保障、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止に関しそれぞれ収集した情報について、「その他の重要な情報」という文言を削り、より明確な表現に置き換えるものとするとしております。

その他所要の規定を整理することとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

○委員長(中川雅治君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○上月良祐君 自由民主党の上月良祐でございます。

それでは、森大臣に特定秘密保護法案に関して幾つか質問をさせていただきたいと存じます。まず、その必要性についてお聞きをしたいと思

います。

今年初めに起こりましたアルジェリアでの事件、日本人を含めまして多くの人命が失われました。もともと情報収集ができていればよかったのではなからうかといったような指摘もあるようでございます。また、中国の防空識別圏の設定、あるいは北朝鮮の核問題など、安全保障をめぐる環境は加速度的に厳しさを増しているというふうにも思っております。したがって、これから政府が得得である重要な秘密、あるいは既に今もたくさんあるんだと思います、そういった秘密の管理の重要性というのはこれまで以上に高まってきたというふうに思っております。

諸外国でこのような法制度が整備されていて、同じような制度がなければ機微な情報がただただないんだといったようなお話も耳にさせていたいただきました。諸外国の状況というのはどうなっているんでしょうか。そしてあわせて、それを含めまして、なぜ今この制度が必要なのか、この必要性につきまして森大臣にお聞きをいたしたいと思

います。

○国務大臣(森まさ吉君) 委員御指摘のとおり、我が国を取り巻く安全保障環境は近日一層厳しさを増しているというふうに考えております。そのような中で、国際テロ、今御指摘のような国境をまたいだ国際テロ、そういうものの中で、日本人

が犠牲になるおそれも非常に高まっていると思います。また、大量破壊兵器の拡散などの脅威も高まっているというふうに思います。こういった急速に多様化、複雑化している状況の中で、的確な政策判断を行い、我が国の存立と国民の生命を守っていくためには、安全保障に関する情報を収集し、それを保全し、そして分析して使っていくことはなりません。

そのときに、各国を見ますと、各国では、米国を始めとする諸外国において、国内法や大統領令によって、国家によって重要な機密を厳格に保護するための制度を既に整備をしております。例えば、秘密を取り扱う場合にはセキュリティクリアランスを経ることを要したり、また漏えいをした者に対して厳罰を科したりしております。

一方、我が国はどうかと申しますと、これまで、防衛分野以外の安全保障に関する秘密については一般的な国家公務員法の守秘義務の定めしかございせん。また、適性評価等について規定する法律がございせん。また、特別管理秘密という、今現行法で、いわゆる特管秘と呼ばれておりますが、一定の重要な機密、これについては法律さえないという状態で、単なる各省の申合せ事項に基づいて、各省ごとにばらばらの基準で保全をされているわけでございます。

このような状況だと、各国から情報をいただくと、各国と情報を共有する、そのことによって我が国の存立と国民の生命を守っていくということが非常に困難になっております。各国と同じレベルの保全体制を整えていくということが必要である。また、それと同様に、政府の中でも共通のルールを定めて、政府内の各省ばらばらに持っている情報が緊密に迅速に収集されて、それを使って国民を守っていくことも必要なこととなっております。

そのような理由でこの法案を提出させていただきまして。

○上月良祐君 大臣、よく分かりました。しかし、ちょっと一点お聞かせいただきたいと思いま

す。

アメリカを始めというところでございました。アメリカを始めだけではちょっと余りにアバウトな気がします。大量の情報を持っているという、重要な情報を持っている諸国というのは限られてくるのかもしれないが、アメリカ始めではなくて、もう少し教えていただけないかと思

います。

○国務大臣(森まさ吉君) 諸外国がどうなっているかと申しますと、米国では、合衆国法典、大統領命令等、秘密情報へのアクセスに関する背景調査基準がございまして、厳しい適性評価……(発言する者あり) はい、アメリカ以外の国を挙げてほしいという、御通告ございせんのでしたので、今。

英国それからドイツ、フランスについても法律がございまして。

○上月良祐君 米英仏、ドイツにはあるのはないかとお聞きをいたしております。私も役人出身でございますから、通告漏れということはないと思っております。でも、米英独仏といったようなところにはあるんだと今大臣の御答弁もありましたので、それは結構でございます。諸外国並みのそういった法制度を是非整備していく必要がある、このことは理解をいたしたいと思

います。

しかし、一般に、世の中に今何となく漠然とした不安や懸念があるのかと思

います。どのぐらい対象になり指定されていくんだろうか、どんな秘密が指定され広がっていくのではないか、政府に都合の悪いことが指定されて隠されていくのではないか。一体そんなことがあ

Iの情報が的確に出されなかったことを例に挙げ、人もいろいろありますが、ややこれは混乱した議論だと私は思っております。SPEDIの情報についてはどうでしょうか。そして、TPPの情報についてはどうでしょうか。こういったことを教えていただきたいと存じます。

○副大臣(岡田広君) 御質問にお答えいたします。原発事故に関する情報、SPEDI情報、TPPに関する情報は、別表第一号は防衛に関する事項、第二号は外交に関する事項、第三号は特定有害活動の防止に関する事項、第四号テロリズムの防止に関する事項、これらのいずれの事項にも該当しませんので、特定秘密の指定の対象とはなりません。

なお、委員御指摘のありました警察による原発の警備の実施状況については、原発事故に関する情報とは異なり、本法案別表第四号イに規定するテロリズムの防止のための措置に関する情報として特定秘密に指定されるものと考えます。

以上です。

○上月良祐君 ありがとうございます。それからもう一つ、指定された特定秘密のチェックの仕組みが重要だと思っております。法案の仕組みが必要であつたとしても、恣意的な運用がされていないかどうかの検証の仕組みは必須条件だと私は思っております。行政、行政機関の話なのでございますから、国会でのチェックという話もありますが、まずは行政内部にチェックの仕組みがあるべきだと思っております。その上で国会のチェックも必要でしょうし、さらに国民によるチェックも必要だと思っております。三段階といいますが、三種類のチェックが必要なんだと思っております。

まず、行政内部についての検証に関してはどんなものなのか。衆議院の修正で指定の運用基準の作成について総理大臣が当たるといったことがあるようにございますが、それ自体は検証ではないのかなというふうに思っております。

さらに、国会でのチェックにつきましても、これは秘密会でのチェックが可能である、これは条件整備が必要だということですが、そういったこともあると聞いております。そして、最後のとりでともいえる国民によるチェック、それは文書の保存と公開だと思っております。そういったことについてどうなっているか、教えていただければと思います。

○国務大臣(森まさこ君) まず最初の行政内部のことでございますが、まず最初の指定の段階から非常に限定をしようということでございます。これは諸外国の、先ほど委員がお聞きになった諸外国の法令の中でも我が国が最も限定をしております。

つまり、大きく分けて、外交、防衛、特定有害活動、そしてテロの四分野、これを別表に置いて計二十三個の事項を明記しております。特定秘密として指定するためには、これら二十三個事項のいずれかに該当した上で、かつ非公知性、そして特段の秘匿の必要性を要するという三要件を満たさなければいけません。そして、これがなおかつ有識者が作る基準に合致していなければなりません。この基準については、国民に公表をされ、この別表の事項の更なる細かい指定基準が公表されるだけではなく、毎年の指定の件数、それから解除した件数、有効期間等々についても国民の方に公表をされるようになっております。このように、指定の仕組み自体が厳格な手続を取っているということなんです。

さらに、修正協議により、別表の事項の絞り込み、そして指定する行政機関を限定する仕組みも入りました。そして、今御指摘の内閣総理大臣の指定も、指定に関して、行政機関の長に対して改善の指示、これもできるようになっておりますので、本法の適正な運用が確保されるというふうに思っています。

そして、次の、国会についてお尋ねがございましたけれども、国会については、国会の秘密会に特定秘密を提供するものとするという仕組みが盛り込まれて、国会で必要な議論ができることとなっております。

さらに、先ほど言いましたように、有識者の会議で、指定又は指定の件数、様々なものが国民に公表されると言いましたが、これを国会に報告する仕組みも修正案で入りましたので、国会においてそういった事項を定期的にその運用状況がどうかということも含めてチェックをできるような仕組みになっております。

なお、違法行為を告発する行為や、それから公益通報の通報対象事実を通報する行為も処罰行為となりませんし、違法な行為があつたということとで内部告発が行われた場合には、公益通報者保護法によって通報者が保護されることにもなっております。

○上月良祐君 文書の保存と公開のところはどうなっておりますか。

○国務大臣(森まさこ君) 次に、最終段階で、その公開をされるというところで国民のチェックがあるというふうな委員の御指摘でございました。まず、五年ごとの有効期間があり、それが三十年原則、三十年になりましたら、三十年を超えて有効期間を延長する場合には内閣の承認を得なければならぬというふうになっております。そして、その承認が得られなかった場合にはこれを全て国立公文書館に移管しなければならぬこととされました。これによって、特定秘密として延長できなかったものを勝手に廃棄してやみからやみへ葬り去られるのではないかとというような御懸念が払拭されたというふうに思います。

また、三十年を超えた場合は更に五年ごとに延長していきますけれども、三十年、三十五年、四十年となっていくと思いますが、そのたびに内閣の承認が必要でございます。そのときに今と同じような仕組みが働くわけでございます。

一方、三十年未満かどうかというふうな御質問に対しては、三十年未満の場合は、特定秘密が記録された行政文書が解除され、そして保存期間が満了した場合には通常の行政文書と同様になります。

す。通常の行政文書になります。ですので、これは公文書管理法の規定に従って、歴史的公文書については公文書館に移管をされます。それ以外のものについては、内閣総理大臣に協議をし、その同意を得た場合のみ廃棄されるということになります。

○上月良祐君 私は、行政内部のことに関しましては、例えば政権交代があれば、まあ自民党政権、自公政権が続くことが私はいいと思っておりますけれども、もし仮にそういうことがあれば、前政権が都合の悪いことを隠すために指定しているようなものは公にすればいいわけでございます。指定は違法、無効ですから、別に出したからといって罪に問われるようなものではありません。

そういう意味では、政権交代があるかも分らないという緊張感があれば、そんな違法な、無効な指定などが行われることはそもそもないんだと思っておりますし、指定に当たるといった違法、無効な指定の指示があつたような場合には、職員の方には矜持を持って断つていただきたいというふうに思います。

また、三十年未満のものについても、内閣官房のきちつとしたチェックを是非お願いしたいと思っております。

私は、大変細かなケースが詳しく議論されること自体はいいですが、そういったものが誤解を招くようなことがないようにしていただきたいというふうに思っております。的確な指摘、そしてしるべき論点については、政権の立場からではなくて、野党から見える風景はまた違うと思いますから、しっかりと大臣に答弁をいただきたいと思っております。

このことを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○福山哲郎君 民主党・新緑風会の福山哲郎でございます。

この特別委員会の審議の冒頭に当たり、中川委員長並びに与党の理事に強く抗議したいと思いま

す。

昨日、参議院の本会議でこの法案が、趣旨説明、質疑がありました。残念ながら、衆議院で強行採決をされた結果、参議院に回ってまいりました。一方で、参議院の議運でも強行に採決がされて、本会議の質問になりました。

しかしながら、この法案は、国会の動向を国民が注視しているということで、我々としては、衆議院での強行採決、参議院での強行採決を、そこはのみ込んだ上で理事懇談会に臨ませていただきました。

この話は国会の内部の話ですから、こんな細かいことを国会でというのは御批判があるかもしれませんが、その理事懇談会の冒頭に、我々としては、是非委員会というのは国会で公平、円満にしたいと、衆議院でやったような強行採決はしていただきたくないので、委員長、与党の理事にそのようにお願いしたいというふうに申し上げました。

その結果、理事懇談会の冒頭で、委員長は、公平かつ円満な運営をしていきます、円満な形で進めていきたい、初めから強行採決するなんて考えているはずはない、委員長として最初に申し上げておきますと、こういうお言葉をいただきました。そのお言葉をいただいた結果、それぞれの、法案に賛成の野党、反対の野党もそろってこの委員会の審議についての議論を始めました。

まず最初に、大臣のお願いをしました。大臣のお願いは、もちろん、森大臣が指揮命令権がないということなので、官房長官にも要求したら出席をいただきたい、そして、情報公開法はこの秘密保護法とセットですから、情報公開の主務大臣である総務大臣も要求をした場合には御出席をいただきたいというお願いを野党側が、全て、これは法案に賛成の野党も反対の野党も全ての野党でお願いをさせていただいたところ、芳しいお返事はいただけていませんでした。

芳しいお返事がいただけなかった状況の中で、お互いの調整をやり取りしましょうと、それぞれ

の委員も、時間があるので若干休憩をして、それぞれの国対なりに持ち帰って要求大臣について議論をしましょうとこちらが申し上げ、与党側の一人の理事が休憩をしてもいいのではないかとという発言があったにもかかわらず、委員長は、理事懇談会です、まだ全然委員会の審議のルールも決まっていなくて、話が平行線なので私が決めます、要求大臣は与党の言うとおりにしますと言って裁定を下されました。我々は決して委員会を拒否している気もないし、これから委員会の質疑を始めようという議論をしているときにそういった裁定を下されました。

一方で、そうじゃなくて、ちゃんと休憩して合意しましょうとお願いしたら、今度は与党の理事に対して提案をしてくださいますと、我々がまだ前提条件の環境も整っていないのにいきなり今日の審議の時間帯を讀み上げて、そのまま理事懇談会を散会をされました。

これは、賛成、反対かわからず、野党は今日午前中、国対委員長会談を開き、この最初からの運営はひど過ぎると。

もっと申し上げます。冒頭申し上げたように、委員長は、初めから強行採決するなんて考えているはずはないと言った三十分後に、御本人が強行採決をされました。私は、もう十五年以上国会にいらしていただいているんですが、こんな委員会の運営は初めてです。

そして、僕はこの委員会が法案の身について審議をする場だと思えますので、こんなことを委員長長の顔を潰すような形で申し上げるのも、正直申し上げて十五年目で初めてです。そのぐらい非常に残念な運営をされていましたが、それでも、野党の国対委員長や我々の国対委員長、自民党の国対委員長の御努力で、何とか今日の委員会をやるうと、理事に、野党のメンバーはみんな、まあのみ込んで出席をしました。

のみ込んで出席をしたら、昨日の運営について、自分たちがやったことは間違っていないとほぼ主張され、更に言えば、今日の委員会について

の時間立てても何も決まっていなくて、突然理事会の休憩も発言されずにこの委員会室に飛び込んでこられて、委員会を、まあ始める権限が、理事会休憩も宣言されていないので理事会が開いたままですが、開いたままできるのかどうか分かりますが、そこに座られました。我々の抗議を受けて、自分が休憩を宣言していないことを認められてもう一回戻りました。

そして、戻ってから、我々が、時間を決めてほしいとか、当たり前のようなことですが、衆議院でやられた総理の質疑、参考人、地方公聴会、できれば国民注視の問題だから中央公聴会も開いていただきたいというお願いに対して、そういったお願いをさせていただく時間を潰っていたのだと思います。皆さん待っていたから始めましょうと言って、それもまた自分で裁定を下そうとされました。

私は、申し訳ないですけれども、逆に野党に質問させたくないんじゃないかと思うぐらい、次から次へと考えられないような運営をされています。実は、委員会を、休憩もしないでここに座られて始めた瞬間に、本来であればこの委員会が散会が普通ですが、それでも我々は、この法案に対する国民の注目度が高いこと、不安に思っている国民がたくさんいらっしゃるということでこの審議に今立たせていただいています。こういって、本来なら公平、円満に運営をしなければいけない委員会に対して、このような形で委員会運営をされた委員長並びに与党側の理事に対して私は強く抗議をしたいと思います。

残念ながら……（発言する者あり）いや、もういいです、いいです、質問に入らせていただきます。逆に言うと、我々はそういった運営をされていますので、なかなか事前通告もできませんでした。残念なことではございますが、質疑を始めたいと思います。

修正案になりました。修正案になった四党のそれぞれの方には、その御努力には心から敬意を表したいと思います。しかしながら、この四

党の修正案でもなかなか足りないところがたくさんあると思っています。その中でやっぱり注目になっているのは、いわゆる第三者機関でございます。この第三者機関には、逆に、衆議院の特別委員会、安倍総理は第三者機関に申し立てなければ法的措置をとっていく、そして森大臣も非常に重要なことを言われました。まず、この第三者機関、附則に書いてあるものは準備室をつくって迅速にその中身をどういうものにするか検討していきます、その内容は、米国の省庁間上訴委員会や情報保全委員会などを参考に、第三者機関がしっかりと行政の恣意のないようにチェックする仕組みにしたいと思っています。その仕組みが具体的に明らかになりました。法的措置が必要になりましたら、それはもちろん法的措置をしていますと御答弁をいただいています。

これ、森大臣、この答弁には、間違いなくこの第三者委員会は法的措置のある強い権限を持たせるものというふうになるということで考えていいのかわるか、お答えください。

○国務大臣（森まさこ君） 衆議院で御答弁をさせていただきまして、検討を進め必要となることが確認されましたら法的措置を講じるということとを申し上げます。

○福田哲郎君 修正案提案者で維新の先生はいらっしゃらないです。じゃ、中谷先生、お答えください。中谷先生も、修正案提出者として、森大臣の言われた法的措置は必要だというふうにお考えでしょうか。

○衆議院議員（中谷元君） この点は日本維新の会の方からの御提案で修正協議で協議されましたが、片や国家が保有する情報を流すという点と、恣意的に、各省庁が特定秘密を指定しておりますので、それが正しいものであるのか監察をするようなものをつくる必要があるということでございます。そして、総理も答弁されましたけれども、米国の情報監査局また上下院の調整局なるものをもって首相がそれが適正に行われているかどうか判断する、そのような組織が必要だという認識を

持つております。

○福山哲郎君 ごめんなさい、首相ではなくて、これは第三者機関ですから、元々みんなの党さんとの修正である首相が第三者機関的にやるものとは全く異なるものという認識でいいんですよね、中谷先生。

○衆議院議員(中谷元君) そもそも内閣総理大臣というのは各省を総理、監督するということでありまして、各省において直接指示をしたり是正を求めるという点につきましては、みんなの党の提案によりましてそれを法律で明確にした点でございます。

ただ、総理がその判断に資するために内閣の中に情報監察を行えるような機関を設けて、これは総理に進言をしたり、またその中の結果を総理に上げるなどによって総理大臣がより的確に判断できる、そのようなことで、二つの点で考えております。

○福山哲郎君 今のは非常にまた新しい論点が出てまいりました。

維新の会が求められた第三者機関、監察をしていく第三者機関とは、総理の第三者的な判断に対して補助ないしそれに対して何らかのことを進言する機関として第三者機関があるんですか。ということとは、総理とは切り離れた第三者機関ではないということでしょうか。維新の会、いかがですか。

○衆議院議員(桜内文城君) お答えいたします。

我が党からの修正の条文は附則九条にございまして、是非御覧になっていただきたいんですけども、そこは、少し読み上げますと、政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるといふふうに述べておりまして、これは文字どおり、私どもが立法者意思として

考えておりますのは、ここに文言として明記しておりますように、独立した公正な立場において検証し、及び監察する。

これは、当然のことながら第三者的なチェック機能を持ったもの、もちろん、それを国会などに置くのか、あるいは行政権の内部に置くのかにしても、行政権の中に置いても、例えば三条委員会とかございまして、その制度設計はこれからとはいえ、内閣総理大臣が内閣法六条に基づく指揮監督権に基づいて何かしら指定なり解除について監督指導する、指揮監督するものとは別の観点からしっかりと第三者的なチェックをしていきたいという趣旨でこの文言を入れさせていただいております。

○福山哲郎君 これ、四党修正協議ですけど、それぞれの政党で法案の解釈が違っているんじゃないですか。

これ、中谷先生、済みません、私、まさか中谷先生が内閣総理大臣の何かほば助言機関みたいな形でつくるといふ答弁をされるとは思っていないので、ちょっと済みません、もう一度先ほどの答弁と同じ答弁をしてください。同じ答弁です。変えないでください。同じ答弁をしてください。

○衆議院議員(中谷元君) 総理が御答弁した内容の中に米国が運用しております情報監察局というものがございます、これは大統領の直属の機関であつたり、また公文書館の中である組織等もありますので、第三者機関という中でどのようなものが検討されるかどうか、これはこれから検討されるということでございます、この中に準備室が立ち上がりますので、つくる以上におきましては、私は、総理大臣がまずみんなの党から御指摘がありました各省を的確に指導できるという、そういう助言機関であるのか、また、それと独立した公文書館の中にあるような組織であるのか、この点においては総理の方から、この準備室の中で検討することとございまして、間違いない組織ができたらいいなというふうに考えてお

ります。

○福山哲郎君 いや、私は中谷先生に先ほどの答弁をそのままお答えいただきたいとお願したんですが、若干答弁変わっていたので議事録を精査させていただきたいと思いますが、若干桜内議員の御意向とは私は違うように判断したんですが、議員、もう一回御答弁いただけますか。

○衆議院議員(桜内文城君) お答えいたします。福山委員の御指摘の内閣総理大臣の指揮監督というのは、十八条四項、こちらはみんなの党の修正の提案に基づいて規定された部分でございます。この十八条四項におきまして、これは内閣法六条とはほぼ同じ文言がここで使われております。「内閣総理大臣は、」から始まりまして、「内閣を代表して行政各部を指揮監督する」という熟語が文言として使われております。これは内閣法六条に基づくものを具体的にこちらの条文の中に入れて込んだものでありまして、そういった意味では通常の内閣法の解釈からも出てくるものでございます。

我が党が修正協議の中で御提案申し上げたのは、先ほども申しましたように附則九条でございます、これと条文が異なります。それは制度趣旨が異なるから別の条文に書いておるものでありまして、我が党が申し上げているのは、もちろん内閣総理大臣はしっかりと内閣法六条に基づいて行政各部を指揮監督していただいた上で、それとまた別の観点から、先ほど申しましたように、独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置が必要だということと申し上げた次第でございます。

○福山哲郎君 私の理解が浅いかもしれませんが、微妙に中谷先生と桜内議員のこの第三者機関の位置付けが違うように思っておりますが、森大臣はどういった考えでいらつしやいますか。

○国務大臣(森まさこ君) 附則九条にありますように、政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準が真に安全保障に資するものであるかを独立した公正な立場において

検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及び解除の適正を確保するために必要な方策、これについて検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしておりますので、私は、維新の会の山田先生が衆議院の委員会で初めてこの御提案を御質問の中でなされましたけれども、そのときに私はしっかりとその御意見を尊重してまいりますというふうに申し上げ、修正案でこのような修正がなされましたので、準備室を設置して検討をしてまいりたいと思います。

○福山哲郎君 森大臣は都合の悪い答弁になると条文をずっと読み上げるというのがずっと傾向であります。つまり、自分の御意見ではなくて、条文を読めばと言つて条文をつらつらと読んでおられてこのようにとおっしゃるんですけれども、そういう話を聞いているわけではありませぬ。

これは、独立機関として、中谷先生が言われたように総理に対して助言や何かをする機関ではなくて、まさに独立した第三者機関として公正な立場において検証していく機関としてつくられるということでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) そうです。福山委員も今条文をお読みになりましたけれども、独立した公正な立場において検証していく機関ということですね。

○福山哲郎君 中谷先生、それでよろしいんですね。

○衆議院議員(中谷元君) はい。これは維新の御提案でございまして、その独立した第三者的な機関というものが、公文書館のような外につくられてそれが監察を行うというもののか、内閣の中に、総理の下にですね、一つは情報組織として収集、分析、活用する機関がありますが、その情報が適正であるかどうか監察をするような機関も中に含まれておりますので、そういうことも検討されるというふうに理解しております。

○福山哲郎君 今、二通り議論が出てまいりました。

た。一般論で言えば、この第三者機関は非常に国民は注視をしています。これを検討するというんだったら、逆に、その制度設計をどうするか。また、森大臣が法制化をすると言っている限りは、この法案の中にその制度をちゃんと入れ込んで、国民の皆さんが理解をし納得する形でこの中に、法律作り直して法制化をしていただければいいのではないかと思います。森大臣、いかがですか。

○国務大臣(森まさ子君) 衆議院のときの議事録を詳細に読んでいただきたいと思います。これは検討しというふうに書いてありまして、準備室を設けて検討いたします。その検討の結果、法的措置が必要とするものが生じましたら、それはきちっと法的措置を講じていきますというふうに申し上げます。

○福山哲郎君 桜内先生、法的措置が必要ならばちゃんと講じるけど、そうじゃないと検討した結果講じなくてもいいと。つまり、第三者機関は要らないという可能性もあるという答弁だと私は受け止めたが、どうですか。

○衆議院議員(桜内文城君) お答えいたします。衆議院での安倍総理の答弁の中に、設置すべきと考えるというふうにおっしゃった部分があります。また、その設置の時期についてですけれども、公布の日からまず検討を始めて施行日までにその設置をする。その施行日までという文言も総理はおっしゃっております。

ですので、私もは、とにかく施行日までに検討を終えてこの第三者機関を設置するものと理解をしております。

もう一つ、法的措置というふうにおっしゃいました。これについては、衆議院での審議の際に、御党の後藤祐一議員ともいろいろと、もちろん委員会の場ではありませんけれども、議論をさせていただいた経緯がございます。その中で、私から申し上げておりましたのは、こういった新しい機関を設置する場合に設置法が本場に必要なのかどうか。

というのは、これは憲法上あるいは行政学上の法律事項が一体何なのかという論点にかかわってくる問題でありまして、そこは本場に、これ、行政権の内部の設置法であれば、これは一つの学説によれば、法律事項というのは法規という概念、これは、国民に義務を課し又は権利を制限するものについてはもちろんこれは法律事項じゃないと困るわけですよ。それ以外にも、役所の設置法などを、これを法律でしっかり定めるべきだということを、これを法律でしっかりと定めるべきだということもあれば、そうではないという考え方もございます。

ですので、その法律事項か否かということについては、まさに、先ほど申しました検討の中で改めて考えていく部分であると考えております。

○福山哲郎君 いやいや、だんだんだんだん法的措置をするという話から法的措置を要するのか要らないのかという話にぶれているんですね。

それで、はつきり言ってその話は四党の中で詰めてもらわなきゃいけない。そんな生煮えのものを出してきて、現実問題として、公布の日から施行日までにおっしゃるけれども、それが本場にどこで担保されているかも分からない。ましてや、中谷先生が最初に言われたように、総理大臣、第三者的なものかもしれないが、行政機関の長の長である総理大臣が指定をするものに対して、自分たちの監督している省庁のものに対して、第三者的に監視をするというのが一体どういう状況かも分からない。その中で、第三者機関の中心がこれだけそれぞれの党でずれているということ、これは非常に問題だと思いますので、このことを詰めて、そしてでき得ればこの法案の中にその第三者機関の具体的なものを入れて私は出し直すべきだと思いますが、一言、そのことを申し上げたいと思います。

実は、残念ながら時間がなくて、次につながる質問を幾つかして、お答えだけ下さい。残念ながら事前通告はできなかったで、答えがない場合はないと言ってください。そして、次の委員会までにお答えいただければと思いますが。

防衛大臣にお伺いします。防衛秘密、MDA秘密に關して、これまで適性評価をしてきた人の人数をお知らせいただけますか。

○国務大臣(小野寺五典君) 調査をして、次の御質問のときまで準備をさせていただきたいと思っています。

○福山哲郎君 私は、誰に適性評価をしたかということまではもちろんお伺いする気はありません。しかし、MDA秘密に關して何人ぐらいの方に適性評価をしてきたかというのは、これ、全庁に広がったときに適性評価をされる対象がどのぐらい広がるのか、これ、国民が本場にどういう状況なのか分からないのでお伺いしたいと思っていますので、お答えをいただければと思います。(発言する者あり) いいです。結構です。

それから、できれば、今回の法案で適性評価の対象となる人数について、森大臣、お答えください。

○国務大臣(森まさ子君) 防衛秘密について適性評価が必要となるニーズですか。(発言する者あり) ○福山哲郎君 今回の法案と申し上げました。

○国務大臣(森まさ子君) 今回の法案についてです。済みません、ちよつとよく聞こえなかったもので、申し訳ございません。

今回の法案について適性評価が必要となるニーズでございますが、現行法では、先ほど自民党の委員の質問にもお答えしましたとおり、防衛秘密以外のものについて、適性評価については法律の定めがございます。これをしっかりと法律の定めをしていくこと、それから、公務所等への問合せをしていくようにできること、それから、民間の事業者さんで防衛装備等を扱う方でございますけれども、それに対する適性評価もきちつと法定をしていく必要があると、そういうことで、しっかりと共通なルールを定めていくという必要があるというふうな思っております。(発言する者あり) 失礼しました、ニーズというふうに聞こえましたので、人数であります、失礼いたしました。

適性評価の人数でございますけれども、現行の秘密取扱者適格性確認制度について、特別管理秘密を取り扱う適格性を有し、特別管理秘密を取り扱うことができるものとされている職員は、警察庁が約六百人、外務省が約二千人、防衛省が約六万五千人で、政府全体で約六万四千五百人となっております。これが現行の特管秘の方でございますけれども。

一方、本法案の適性評価の対象となる者の数については、この特管秘よりも特定秘密は狭くなりますけれども、確たる数を現時点において申し上げますことは困難でございますが、本法案では、都道府県、県警の職員も対象となる、それから、先ほど申し上げました契約業者も対象になるということから、相当数の職員が適性評価の対象となることを見込まれます。

○福山哲郎君 相当数というお答えですが、それでは私は納得しませんので、大体イメージでどのくらいか、毎年どのくらい増えるのかについてお答えをいただきたいと思います。

今日は与党側の委員会運営の、正直言って、ひどさ、横暴さによって質疑時間が短くなりました。それでも、先ほどの第三者機関の問題すら、実は四党協議の中でもそれぞれの認識がずれていることも明らかになりました。適性評価の人数もはつきりお答えいただけていません。これからこの委員会ではいろんな国民の不安や不安にこたえていくためにしっかりと審議をしていきたいと思っていますので、よろしく願います。

同僚議員に替わります。

○大野元裕君 民主党・新緑風会の大野元裕でございます。

この特定秘密保護法案につきましては、私はこれに見る悪法だと考えております。また、国民の関心が極めて高いにもかかわらず、一昨日に衆議院においては、審議を尽くしたとは言えない中で、しかも地方公聴会で、福島での地方公聴会におきまして、国民の皆様のお声、そして全員が反

対若しくは慎重な意見であるにもかかわらず強行採決を行ったということは、私は極めて遺憾でございます。

先ほど私の同僚議員の福山理事の方から、本委員会の立て方につきまして大変遺憾であるという話がありました。こういったひどい始まりに残念ながらもなっていました。しかし、本院は熱議の府でございます。本院においては衆議院以上にしっかりと時間を掛けて、不満あるいは不安を持つておられる国民の皆様の前で、この曖昧な点が多い本法をしっかりと審議をさせていただきたいと思っております。

先ほど、悪法だと思つて申し上げました。我々民主党は、政権時代、平成二十三年の十月に政府決定を行つて、情報の保全を行うべし、こういったところのスタンスに立っています。情報の保全が問題じゃないんです。この法の在り方が私は問題だと思つています。

例えば、そのうちの一つを申し上げると、あらゆる文明国のごういった秘密を扱う法律というのは私は二本立てだと思つています。一つは秘密保全の方法、そしてもう一つは、これが国民の権利や、さらには国民の身体、そういったものを拘束する、そういったおそれがあることから、これらの法律にどういった制度を組み込んでいくかということが極めて重要な鍵にあると思つています。なぜならば、秘密保全に関する法律というのは、必ず国民の目から隠れたところで見えないものが残るものであります。だからこそ、制度として担保をしていく。それは、形としては、国会によるものかと監督かもしれない、あるいは第三者委員会かもしれない。そういったものが組み込まれていないのは、残念ながら文明国でこの法律だけあります。非文明的な法律であるからこそ、私は悪法だというふうに申し上げたわけでございます。

その監督がきちんと効いているかどうかということについて、実は別な話を一件、防衛大臣にお伺いをさせていただきたいと思つています。

今日の朝聞いて私もびっくりしたんですけれども、共同通信の、もう大臣御存じだと思つておりますが、報道では、陸上幕僚監部運用支援・情報部別班なるものが、防衛大臣にも内緒で在外において情報課報活動、CIAのような活動を行つていた、こういう報道がありました。

もしもこれが事実であるとすれば、我が国の文民統制の在り方、自衛隊の在り方にとつても私、非常に大きな問題だと思つています。陸上幕僚長が防衛大臣にも秘密で、あるいは別班が防衛大臣にも秘密で対外情報を行つてきたということについて、防衛大臣、どのようにお感じでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) そのような報道があったことは承知をしておりますが、陸上幕僚監部運用支援・情報部別班というような組織はこれまで自衛隊には存在していませんし、現在も存在していません。

いずれにしても、防衛省・自衛隊の情報収集活動は、その任務、所掌事務の範囲内で、関係法令に従い適切な方法で行われております。

○大野元裕君 存在をしていないということですが、報道を見た限りでは、大臣はそれを陸幕長に確認をした、統幕長ですか、に確認をされたということでございますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 委員も防衛省の政務官で御活躍をされました。私も、このような報道の状況が当然出た場合、私の立場として、再度、このようなことがまかり間違つてもないだろうなというのを陸幕長に確認をいたし、そして今のような答弁をさせていただいております。

○大野元裕君 もう防衛大臣にこのようなことを申し上げるまでもないんですけれども、防衛省設置法の第四条におきましては、防衛省の所掌事項といたしまして、組織、定員、編成、装備及び配置があります。とすれば、この責任者である大臣は、私はこの組織についてはしっかりと把握する必要があると思つますし、また仮にこういった機関が在外で課報活動に従事しているとすれば、実

はその職員の身分の話も私は関係があると思うし、例の原博文さんの、これは外務省の話ですけども、事件がつかつてあるように、まさにそういった方が海外において仮に拘束されるようなことがあれば、これはその職員の安全にもかかわることなんだと思つます。

しっかりと私は調査をしていただく。特にこれは具体的に、この運用支援・情報部長の下に地域情報班長、そして別班長というのがおられて、そのルートで情報が上がつていく、そしてその政務に伝えられているのが今の現状だという、これが具体的にどこまで書かれている報道なんですよ。だとすれば、ここに書かれているような運用支援・情報部長なり地域情報班長なり別班長、まあ別班長がいるかどうかというのは議論あると思つますけれども、呼んでお聞きになるのが大臣の責任と思つますけれども、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) このような報道につきましては、たしか数年前に本が出版をされ、また何度か報道されているということは承知をしております。あくまでも報道の中ということではありますが、先般、陸幕長を呼んで、このことについては確認をいたしました。今委員からの御指摘もありますので、再度しっかりと確認をしていきたいと思つております。

○大野元裕君 いや、おっしゃるとおりなんです。これはあくまでも報道ですけども、万が一あった場合にも本当に大変なことになると思つておりますし、おっしゃつたとおり、影の部隊でしたつけ、というたし本は私も何年か前に読ませていただいたと思つますが、それ以外にも、実は自衛隊の非常に高いレベルのOBの方が回想録の形でこれ話をされているんですね。ですからこそ、大臣としては、この所掌の、所掌の責任大臣として調べていただきたいというのがお願いなんです。

が、これはOBの方のまさに回顧録などを読んで私も不思議に思つたんですけれども、この別班の活動費は自衛隊と米軍が折半する形で出していたと、こういったのが回顧録で以前私も読ませていただいたことがあります。

そこで、森大臣にお伺いをさせていただきたいと思つます。

仮に、第三国から資金提供を受けて、その国に対して極めて機微な、恐らくこれ自衛隊の別班でございますので、外で非常に機微な情報を扱われるんだと私は理解をしていますけれども、そういった情報を、第三国から資金提供を受けてそれを行い、それを第三国に提供した場合に、それを我が国の自衛隊員が外において課報活動を行つて提供した場合、これ、特定秘密保護法では罪に当たることになるんでしょうか、教えてください。

○国務大臣(森まさこ君) 仮定の御質問ではございますけれども、特定秘密保護法ではその取扱者が決められておりますので、そのような、今委員が御指摘のような仮の部隊というものが特定秘密の取扱者に指定されることはありませんので、これは法律の処罰に当たるとかという質問に対しては、違いますというふうにお答えをさせていただきます。

○大野元裕君 仮の話ばかりしては仕方がないんですけれども、この方々というのは全てが陸上自衛隊小平学校の心理戦防護課程の修了者であつて、課報活動に関する教育を受けているという話でございますので、私は、必ずしもこういった秘密の取扱者にならないから当てはまらないというのは御答弁としてはふさわしくないと思つます。それは御訂正なさる気はございませんか。

○国務大臣(森まさこ君) 適性評価を受けた者であれば取扱者になることはできますけれども、それは、実際に行政機関の長が取扱者に任命をしなければなりません。それはきちんと記録に残されます。

さらに、その取扱者がそれぞれ特定秘密を保有する場合には、どの文書、どの情報を特定秘密に

○大野元裕君　　ということでございますので、防衛大臣、しっかりと、その責任というのは、もしこれ仮にそうだった場合には、私、大変重いと思いますし、そういった、これまで幾度も報道されています。

ど申し上げたとおり、この委員会で官房長官にしたいんです。そうしましたら、森大臣が手を挙げてそちらから出てこられて回答なさったんですけれども、そのときにこう言っていらいっしやるんで

きたいというふうになすいていらつしゃつたんです。官は当時大きくうなすいていらつしゃつたんですよ。

二つの定義違うんです。しかも、それはここ

私は これまでも委員会でも申し上げており、
とおり、修正協議がなされ、それが採決によつて
修正案が成立をいたしましたら、それを受け入れ
て、しっかりと受け止めてまいりますというふう

に申し上げております。

○大野元裕君 余りにも私は二つの関連する法律の中で定義から違うというのはおかしいと思うので、もう一度この法案は見直していただくことが適切だというふうに申し上げさせていただきますが、時間が余りないので、もう一つだけお話を聞かせてください。

今、議会の自律権の話がありました。それから、先ほど私申し上げましたが、この法律は悪法だ、なぜならば秘密の保全とオーバースイトが、いわゆる監察が並立していないからだというふうに申し上げました。

日本の国会におけるこの法律に対する監査の権限は、実は情報が入らなくてなければ、見えなければできません。アメリカの話、先ほどあるありましたけれども、行政府そして大統領府は関連の記録あるいは個人メモも含めて議会に対して提出をする権限がありますか、教えてください。提出する、つまり義務がありますか。

分からねければ結構です、分らないでも。

○国務大臣(森まさこ君) アメリカの制度の中の国会との関係でということでございますけれども、御通告がございませんでしたので、詳細は調べてお答えをしたいと思います。

○大野元裕君 結構でございます、それは。そこは是非、一つだけ最後指摘をさせていただきますけれども、アメリカにおける議会は全ての情報を見ることが出来ます。これは情報委員会を含めてです。そして、大統領は、情報活動、報告を確実にに行わせる義務を持っていて、個人メモまで出さなければならぬということが実は法律で決まっています。

そういった意味で、実は、日本の国会の自律というのを先ほどおっしゃられましたけれども、私は、この件については今後時間を掛けてしっかりと議論をさせていただかないと、我々は国民を代表する国民から選ばれた国会議員でございますので、こういった国民の目から隠された法律については、それをしっかりと見て、責任を果たすこ

とができないと感じておりますので、是非、次回以降しっかりと議論を展開をさせていただくことを私の方からお約束をさせていただきます。今日の質問に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(中川雅治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、堂故茂君、柘植芳文君、室井邦彦君、舞立昇治君及び島田三郎君が委員を辞任され、その補欠として北村経夫君、江島潔君、東徹君、堀井巖君及び山田修路君が選任されました。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫でございます。大臣、連日お疲れさまでございます。

まず最初に、早速質問に入らせていただきます。昨日もお尋ねをしたんですが、法案の必要性についてです。

私、昨日も夜、二百人ぐらいの会合を二つ出ましていろんな国政のお話を聞いたんですが、やはり質問の集中はこの法案についてでございます。多くの方は、大半の御質問は、知る権利どうやって保護するのかという許容性の問題よりは、むしろ何で必要なのかというところ、そこをもうちょっと具体的に知りたいというような質問が非常に多かったです。

総理からも御答弁いただいたとおり、情報共有、各国からの情報提供の前提としてこういう秘密保全制度、非常に重要である、そのようなこともお伝えもしました、私も聞いたというふうに、私自身も、テロの危険の増幅、アメリカにいるときも自分の体験として感じたこともございますし、そういう辺りも含めてお話ししたんですが、やっぱりもう少し具体的な事実が即して、こういう事態が過去に生じた、ある事態が生じたときに外国から情報の提供がなされなかったという具体的な事実がもしあれば、今回のこの法律の経緯に至った具体的な事実みたいなものも絡めて、今回の法案の必要性について御答弁いただければと思

います。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

外国との情報共有につきましては、情報が各国において保全されることを前提に行われているところでございます。また、本法案により情報を適切に保護する体制を整備すること、我が国の情報保全体制に対する各国からの信頼を確立し、より幅広く質の高い情報の取得が可能になるものと考えております。

例えば、日米両政府間におきましては、情報保全に対する共通の信頼を増進することを目的として二〇一〇年三月に情報保全についての日米協議を設置し、政府横断的なセキュリティクリアランスの導入やカウンターインテリジェンスに関する措置の向上を含む情報保全の更なる改善に向けた方策について意見交換を実施しているところでございます。

こうした中、平成二十三年六月の2プラス2共同声明におきまして、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した旨言及され、本年十月の同委員会共同発表におきましても、情報保全の法的枠組みの構築における日本の真剣な取組を歓迎する旨言及されているところでございます。

さらに、例えば本法案が施行されることになれば、万が一、在アルジェリア邦人に対するテロ事件のような事件が将来発生した場合に、外国の関係機関等から我が国に対し秘匿度の高い情報がより適切な形でより迅速に提供されることが期待されます。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。引き続き、やはり具体的にどういう事実があったか等も含めて説明をまた誠実にしていただければと思っております。

必要性の部分はまたより一層引き続き具体的に詰めていきたいと思いますが、法案、今後いろいろ審査していく上でやはり大事な部分は、昨日も申し上げましたけれども、情報秘匿の必要性と知

る権利のバランス、特に国民の皆様が本当に御懸念なのは、知る権利が侵害されているのか、必要以上に知る権利が侵害されているのではないかと、それがなされないような仕組みをつくりつくるということがバランスを図ることであると思っております。

【委員長退席、理事佐藤正久君着席】

私も、当初の政府原案、まだ国会開会前に見せていただいたとき、非常にびっくりしたのは、秘密指定、行政の機関の長がする、それに対しての基準すら全くなかったわけですが、公明党の主張も入れました、今十八条になっています。今回の修正過程も含めて、この基準はまた内閣の策定に基づいて、また総理が改善命令も出す。最終的には、この基準に基づいた運用の状況も国会に報告もし、公開もする、そういう形で、適正な手続に基づいて秘密指定がなされているのか、一定程度の担保はなされている部分はあるかと思っております。

その上で、更に今後この基準をどうしていくのかという点は非常に重要な部分である。特に、法案を作った中で、今後また更に内閣で検討をして基準を具体化していく上ですが、一番最初はどういう基準を作るのかというのは非常に重要であると思っております。

特に、この部分について基準の中でしっかりと検討していくことが行政の秘密指定の恣意性を排除する上では重要である。という項目が必要か、御答弁をいただければと思います。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

本案に基づきます運用基準につきましては、有識者の御意見をいただきまして策定する予定となっておりまして、その中におきましては、特定秘密の指定、解除及び適性評価につきまして定めるとなおりますが、具体的な特定秘密の情報ごとに応じた指定の期間や取扱の方法等について、情報にに応じた適切な基準を設けたいと考えております。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

指定は、特にいろいろ主観的な事情も定義の中に特定秘密として含まれていますので、そういう辺りも今後一層入れていかなければいけないとは思っております。その後、今後しっかりと基準も含めていくべきであるとは改めて思っております。

それで、その次に、行政の恣意性排除の上で、やはり最終的には、大臣ちよつと今いらつしやらないのであれなんですけれど……（発言する者あり）昨日、最終的に行政の恣意性排除の上では、やはり指定を得た上で、指定した情報が公開されて歴史の検証を受けるという点は非常に重要であると思っております。その上では、最終的には指定された情報も公開されるという、その部分は、確実にまた履行される部分は必要であると思っております。

今回の修正案で四条の六項、先ほど来からも一部御説明ありましたが、指定三十年を超えて内閣の承認が得られずに延長できなかった行政文書、これも公文書管理法上の歴史的文書という形の扱いをした上で公文書館等に移す。これは、最終的には歴史的文書、全て当然公開はされるわけですが、三十年秘密指定されたということで、当然のように同じような扱いをして公文書として公開されるという部分は担保された情報であるし、意義はある部分であると思えます。

ただ、やはりその三十年を超える以前の段階、秘密指定をして、その後、延長を五年ごとにしていくわけですが、その三十年を超えるまでの段階で、延長自体はしないという事態もあり得ます。そのときに、じゃ仮に廃棄をされてしまった場合、一旦指定をされて見えないうところに行つた、そのまんま廃棄をして、まさに物として消えてしまふというふうな、そういうふうな事態も可能性としては存在する場合もあると思えます。

改めて、答弁の部分も含めてちよつとまた御確認を、これ公文書管理法上の今後のまた検討の部分に入ると思いますので、御検討をいただければ

と思ひます。

○副大臣(岡田広君) お答えいたします。

三十年未満で特定秘密の指定が解除され、文書の保存期間が満了したものについては、ほかの行政文書と同様に歴史公文書等については国立公文書館等に移管されることとなり、それ以外の文書については、廃棄する際に内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることになるものと考えておりますが、先日の衆議院の委員会におきまして、特定秘密の指定期間が三十年未満の文書であつても、長期間特定秘密としての価値を踏まえ、国立公文書館等への移管が適切に行われるよう、ルール作りも含めて検討してまいりたいということと考えております。

○矢倉克夫君 引き続き検討を、やはり制度を更に、この今回の保全法とはまた別に、いろんな諸制度もしっかりと検討し続けていって全体的な情報公開の在り方というのをも考えていく、セツトとして考えることが非常に重要であると思っております。御検討をいただければと思ひます。

次、昨日も、質問の一つで国会の関係も質問させていただきました。特に、本案で十条、国政調査権との関係で、国会が情報提供を求めた際の御答弁の中では、この法案によつて国会に対する情報提供が妨げられるのではないかとというふうな質問の趣旨に対しては、これまで、国会法に基づいて文書の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣説明、それによつて提出が拒まれていたものも、秘密会等の手続を経ることで公開される部分もあるというふうな御答弁もいただきました。

ちよつと趣旨もまた含めて確認したいんですけど、御回答の前提には、今までの国会法で国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨というふうな認定をされる情報範囲よりは、今回の特定秘密の範囲というのは当然狭いというふうな御前提があると思ひますが、この認識でよろしいでしょうか。

○国務大臣(森まさ三君) はい、そのとおりでございます。いまして、国会法百四条の場合よりも狭くなりまふので、この声明を出すことなく国会の求めに応じ秘密会に特定秘密を提供することになるということです。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。その限られた情報の中で、ただ、やはりどうしても違和感、違和感というのか、違和感というちよつと間違ひではあるんですが、十条の中でやはり更に説明が必要な部分だと思ふ部分は、今おつしやつたとおり、最終的には、国会法で提供されないようなものも、この十条の手続を経れば開示をされる余地はあるという部分はあつて思ひます。

ただ、要件上は、やはり行政機関の長が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるときに初めてそうなる部分はある。開示が理論的にはできるんですけど、最終的に行政機関の長による裁量が入り込むという部分で、実質上、一步を、国会に開示される内容が、可能性が広がつたという可能性があつたとしても、それが打ち消されているんじゃないかという懸念も生じます。この我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるとき、具体的にはどういふ場合を想定されていらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(森まさ三君) 原則としては、国会から求めがあれば、国会における保護措置は当然国会の中で講ぜられることになつていふと思ひますので、国会から求めがあれば秘密会に提供することになります。今回の修正案ではそのように提供をするものとするというふうにもなつて、その趣旨が明確化されました。

そして、お尋ねの我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときという意味でございますけれども、この著しい支障を及ぼすおそれがあるときとはどういふときがあるかと逆から申し上げますと、サードパーティールール、例えばサードパーティールールと申しまして、外

国から情報をいただいた、それを特定秘密にしていふというときに、外国が提供するとき、これはその他の者には出さないでくださいというふうな条件を付ける場合がございます。その場合で、国会に対してもそれが出せない場合というものが当てはまると思ひますが、それ以外の場合には、通常、国会から求めがあれば、これは国会の保護措置が講じられていると思ひますので、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないというふうな認定をされるというふうな思ひます。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

御趣旨、これは解釈としては非常に、更にこれからはっきりと明確になつていけばより良いとは思ひますが、先ほどの、国会法で拒否される情報の範囲よりも特定秘密がまず狭いというこの前提、これは行政の恣意性をいかにまた排除していくのかという要件も非常に絡んでくると思ひます。これが確定した上で、この我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないという部分がしっかりと裁量の余地がないほど限定されるのであれば国会に提供される余地も出てくるかと思ひます。これ、運用いかにによつては国会の情報のコントロールというのもしっかり強化する役割も持つてくる部分はあると思ひますので、しっかりと今後も明確な運用ができるような議論が必要であると思ひます。

時間ではございますが、秘密保全法、非常に世の中も関心もあつてございまして、今後はこの法律の部分も含めて、また公文書管理法も、国会法も、様々な法律としっかりと一体となつて議論をしていくことは必要であると思ひます。

より良い情報の在り方について私も検討していきたいと思ひますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございます。

○小野次郎君 みんなの党の小野次郎です。まず冒頭申し上げなさいいけないのは、今日の審議の入り方、非常に委員長議事進行が無理が

なく、法案の作成、それから成立後の施行までも

指示を受けております。

○小野次郎君 野党は一致して内閣官房長官が常
にこの審議には出てきていただくように重ねてお
願いをしておきたいと思っております。その点はまた理
事会で検討、お諮りいただきたいと思います。

○委員長(中川雅治君) 理事会で協議いたしま
す。

○小野次郎君 次に、森大臣、もうちょっと各論
の方を聞かせていただきますが、よろしいです
か。

情報収集業務に従事する職員の倫理保持と情報
収集活動の合法性を担保するためのガイドライン
の整備、どのような形で実現するお考えですか。

○国務大臣(森まさこ君) 情報収集活動をするに
当たっての適正な遂行を図るためのガイドライン
等の整備については、小野次郎委員からかねてか
ら御質問をいただいていたところでございます。

そして、私は検討するというふうに申し上げまし
たので、検討の結果、これは早期に作成すること
とさせていただきます。

○小野次郎君 法施行の時点、遅くとも法施行の
時点までという理解でよろしいですか。

○国務大臣(森まさこ君) 施行日が公布後一年以
内となっておりますが、なるべく法律の施行まで
に整備できるようにしっかりと準備してまいりた
いと思っております。

○小野次郎君 この法令の罰則は、大臣ら特別
職、政務職と俗に言っていますが、政務職にも適
用されるんですね。ところが、今までは守秘義務
がこの政務職には掛かっていなかったわけです
よ。こういう今までは守秘義務がなかった特別職と
いうのが政務職の方々に対しても、例えば大臣規範
というものが今でもあるわけですから、そういう
うな大臣規範でこの守秘義務の部分、欠落してい
るというか、今度高い罰則が付くわけですから、同
様の規定をやはり整備する必要があるんじゃない
ですか。

○国務大臣(森まさこ君) 小野委員御指摘のと
おりだと思いますので、御指摘の点についても今後

検討してまいりたいと思っております。

○小野次郎君 ガイドラインというのと僕が言っ
ている倫理規範というのと、ちよつと微妙に二つ
違う部分があつて、倫理規範の關係でいうと、既
に国家公務員には倫理規範という体系があるわけ
ですね、いろいろ法律から政令から。その中で、
あえて倫理規範の二条で除外しているのが外国政
府とか国際機関との接触に関する部分は別ですよ
という、規定がないわけですよ。その部分の辺り
も、一番今回、倫理規範を定める際には主要な部
分になるんじゃないかと思ひますが、大臣、そう
いう理解でよろしいですか。

○国務大臣(森まさこ君) 確かに、この特定秘
密、外国から入手をするということがあるわけ
でございますので、外国政府等との接触に関する倫
理規範も整備してまいりたいと思ひます。

○小野次郎君 もう一つは、この倫理規範には明
文がないんですけれども、内閣の方で確定的な解
釈として、公務員と報道関係者との接触というの
もこの倫理規範体系からは除外されているん
です。この点についてはどういふふうに認識しま
すか。その整備の必要があるとお考えですか。

○国務大臣(森まさこ君) 特定秘密の漏えい
を防止するために必要な事項について何らかの規
範を設けることは重要だと考えておりますので、様
々な観点から検討してまいりたいと思ひます。

○小野次郎君 よろしく、その検討を現実に進
めていただきたいと思います。

もう一つ、さつき申し上げた、若干違うと言
つたのは、いわゆる情報活動というのは、合法的
なやりかたでないだけども、そのぎりぎりまで
やるという性格の業務なんですね。そういう意味
でいうと、単に職員の倫理の規範だけじゃなくて
情報収集活動におけるガイドラインというん
ですかね、こういうやり方でやりなさい、あるい
はこういうことまでしかやっては駄目ですよとい
うガイドラインの整備というのを諸外国でも、法
バーオペレーションのガイドラインとか、ウ

イットネスプロテクションのガイドラインだと
か、そういった情報収集活動の適正の確保がより
一層図られるような、必要なガイドラインの整備
を行う考えがありますか。

○国務大臣(森まさこ君) 倫理規範とはまた別
に、必要なガイドラインについてもしっかりと、
議員御指摘がございましたので、法の施行までに
準備できるように検討してまいりたいと思ひま
す。

○小野次郎君 次の質問に移りますが、やはりこ
れ各党、与党の方も一部含めて出ている問題意識
の中に、このルールというんですかね、特定秘密
の指定という仕組みを濫用する、悪用する、若し
くは特定秘密の指定という仕組みに対する国民の
信頼を損なうような行為、これをやつぱり政府自
らがやらない、やつぱりはいいけない、もしそれ
が悪用したり濫用するならば、それに対しては
禁止するんだという、そういう姿勢を取るべき
じゃないかという考えは、多分与党から野党、み
んなやつぱり国会議員は思っていると思うん
です。

私、確認したいんですけれども、職員の職務の
適正な遂行を図る見地から、相当でない情報が全
部じゃなくて一部でも含まれている情報を指定秘
密として指定してはならないという指定禁止事項
を何らかの形で政府の方でやはり公に確認する必
要があると思うんですが、そういう認識はお持ち
ではあるませんか。

○国務大臣(森まさこ君) これも何度も御指摘を
いただいている事項でございますけれども、本
法案では、特定秘密では、法律の別表に限定列挙
された事項に関するものに限って大臣等の行政機
関が指定するものであり、かつ外部の有識者の意
見を反映させた基準に基づいて行われ、また、そ
れも公表されていくことで、これらの事項に
該当しない情報を特定秘密として指定できない
ことは明らかでございます。また、総理大臣の
リーダーシップの条項も入りました。また、公正
な第三者機関の設置も準備室で検討してまいりま

す。また、政府による情報収集活動についても、
御指摘を踏まえ、倫理規範、またガイドライン等
も整備してまいろうと思ひます。

しかしながら、御指摘いただいた違法な情報等
を特定秘密に指定してはならないということ徹底
するということは大変重要であり、その必要性
はあるものと考えておりますので、今後、更に検
討を進めてまいりたいと思ひます。

○小野次郎君 今の森大臣の答弁は、ちよつと混
同して答えているんですね、ガイドラインと倫理
規範の話と、今の指定禁止事項を受けて。

ただ、混同して答えているんだけれども、僕も
伺っていてちよつとヒントになるのは、これをき
ちんと倫理規範やあるいはガイドラインを定めて
いくことで、そういうものを指定禁止、指定でき
ないんですよということが政府内部の職員、大臣
も含めてですよ、それがはっきり把握できれば、
そういうことをしているというところが、大臣がい
つもおっしゃっている違法なものとは無効だとか
いう、そういう抽象論で言っているイメージが
湧かないけれども、本当にそのガイドラインや倫
理規範に反する形で行われたことがもし指定され
ていけば、職員だつてそれはあり得ないというこ
とが分かるわけで、内部告発だとか公益通報者保
護にもつながると思うので、是非、この倫理規範
やガイドラインがベースになることなんです、
罰則があれば済むことじゃなくて、おかしなこと
が行われないためには大事なことです、何が
ストライクゾーンかということを決めることが。
是非この指定禁止事項についても更に御検討い
ただきたいけれども、その際には、さつき申し上
げた倫理規範、それからガイドラインが非常に重
要な参考になるということを頭に入れて検討を進
めていただきたいと思います。

さて、次の質問に移りますが、それは、大変こ
れは自分も政治家だから言いくいことなんです
けど、佐々淳行さんという方がこの間テレビのイ
ンタビューで答えて、僕の役所の先輩なんです
けれども、その方も言っていました。よく、この

法律なぞ作るんだというときに、そういう罰則が付いた保秘の担保が、制度ができないと、国際的に外国から機微な情報がいかにいんだと。その信用を担保するためだというふうには総理もおっしゃっていますけど、佐々さんは言っていますよ、昔から言われていると、日本では国家の機密が政治家から漏れやすいと。

そうなんです。私ははっきり言いますが、元々そういう仕事に就いている外務省の方とか自衛隊の方とか警察の方が世界的に見てモラルが低いとかモチベーション低いなんてことは全然ないですよ。多分トップクラスですよ。だけど、よく言われているのは、プロとプロの間の情報交換で、日本はそういう上へ上げれば上げるほど上から漏れやすいということを言われているので、この法律の制度、どこか穴があるんじゃないかなと思うのは、そのふさがなきゃいけないところがざっくりと何か穴になっているような気が僕はするんです。

例えば、抽象的にはさつき罰則の適用あるというふうには言っていますが、それじゃ、そもそもそういうことが起きないようにするための適性審査は誰に対してするんだという、今ちょっと何かまたEXILEみたいにどんどん出てきますけど、法第十一条七号、政令で定める者、これは適性審査が要らないとなっていますけど、どんな人がこの適性審査を要しない人として政令で定める者になるんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 適性評価を要しない政令で定める者とは、職務の特性等を勘案して政令で定める職としては、合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を想定しております。また、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職とは何かと申しますと、本法に規定する行政機関の長に該当する合議制の機関を構成する職とその他の合議制の機関を構成する職とがござりますが、前者の例としては人事官、検査官、国家公安委員会委員

等が、また後者の例としては国家公務員倫理審査会会長及び委員、総合科学技術会議議員等を想定しております。

○小野次郎君 そんなに具体的にお答えになれるんだしたら、この七号を何でこんなふうに見えるんですかね。だって、分かりませんよ、全然、そういうふうに限定されるというふうには。行政機関の長、大臣、官房副長官、総理補佐官、副大臣、政務官、その他政令で定める者というんだと、民主党内閣の時代も現内閣も同じかもしれない。とかいろいろな、名前を挙げると失礼に当たるから言えませんが、制と官邸に出入りしているという人から、そんな話があるのか、いや、それは根拠のない、勝手に個人的意見言っているんだらうみたいなことの繰り返しをずっと何年も続けているじゃないですか、我々。

だから心配するんですよ。特定秘密を政権の中枢に近いところに入っている方が知る、それがこの政令で定める者と読めるようになってしまうと、本当に何十年も命令を守り、その保秘に力を入れていた外務省の方や警察や自衛隊の方が適性審査を改めてやられる対象になっていて、バックグラウンドがよく分からないような方が近くにいて、その方の方は適性審査の対象にならないというんじゃ国民感情としてもおかしいと思う。国際的にだって、それじゃ、さつき言った穴が空いているところが全然ふさがっていないということになるんですけど、私は今大臣おっしゃった趣旨でいいと思うんですよ。つまり、やっぱり任命行為とかその任務が法律でしっかり書いてあるような、そういう職以外に拡大すべきじゃないと思うんですが、それを何か、もうちょっとこの七号みたいなややとした書き方じゃなくて、内閣として、この法成立なり法施行の前までにこの範囲にしかしませんが、そういうことをしっかりと国民に約束すべきじゃありませんか。

○国務大臣(森まさこ君) 委員今御指摘の、前政権の例等挙げられましたけれども、内閣官房参与についておっしゃっているのであれば、それは適

性評価の対象外とすることは考えておりません。また、そのような任命行為がしっかりとなされている者という基準等について、有識者会議の御意見を諮って、しっかりと国民に明らかにしていきたいと思っております。

○小野次郎君 別にその職名を私挙げたわけじゃないですけど、大臣の方からおっしゃったんで、と思いますが、法が成立、あるいは、その方がいいですけども、遅くとも法の施行までにはそういった国民からの範囲の人がこの適性審査の対象外なのかということが、限定的なんだということが分かるようにしないと、ここがやっぱり不安の種の一つだと思っております。是非今おっしゃった方向でしっかりと国民に約束をしていただきたいと思っております。

最後の質問になります。

これも私が繰り返し申し上げているところですが、行政機関の長、総理又は大臣らが新たに就任したときは、自己の管理する特定秘密の継続又は解除の確認を義務付けるべきだと私は思います。これが、幾ら行政官庁が書いてあったって、これ極めて政治的な責任で維持されなければ、信用を守らなきゃいけない仕組みだと思っております。この仕組みというのは、だとして、やっぱり政権交代があったときは論外、当たり前。大臣が替わったときだって、その大臣が自らの責任で秘密管理をするんだとしないと、みずほの反社の取引だって、何回も役員会のテーブルに、二百三十人の契約というのは、報告書がのって、頭取もみんな見ている、もう一回処理しなければと続くんですよ、そういうものって、日本の組織では。だから言っているんです。

ちゃんと責任者が交代したときにはきちんと見直しをして継続するのか解除するのか決める仕組みにすべきだと思いますが、そういう仕組みを取り入れるお考えありませんか。

○国務大臣(森まさこ君) 委員の方からも何回も御質問いただいている事項でございますけれども、政権交代の折には特定秘密の指定と解除、こ

れをその政権の大臣等がしっかりとチェックをしていくという責任があるというふうに思います。そして、国会の方に先ほどの有識者会議で報告するのと同じ事項等を報告をするという制度も入りましたので、しっかりとそこがチェックをされていくものというふうに思っております。

○小野次郎君 野党議員から言われると何かかたくなになるようなところがあるみたいに見える。要するに、きちんと代替わりするときに申し送りをしてしっかりと、それを新しい大臣の認識で続ける、解除すると決める仕組みにするのは、閣議了解事項でも閣議決定でもしておけばいいじゃないですか、この法案を施行する前に。そういうスタイル、まあ僕にアイデア出せと言ったら出せませうけど、そういう考えありませんか。

○国務大臣(森まさこ君) これは政治上の責任としてしっかりと、そこは大臣の責任においてなされるものと、またなされるべきものというふうに思っております。

○小野次郎君 その点については余り進展がないみたいなんです、是非、今の内閣のどの大臣がそうしているからいいじゃないかと、これ、ずっと続くんですよ、法律というのは。だったら、やっぱりちゃんと代替わりごとにとしっかりとやるという仕組みを担保しておくことが国民に対しても大事なことでと思いますよ。それが、こういうかなり理解されにくいというか、厳しい罰則を担保する制度の中で、政治家が、責任は私にありますという、総理と大臣が、そういう責任の下に国民に対して一定のものは国家のために秘密にしておくんだというものが理解されるんであって、もしそれが国民の方から、政治家の責任感というか、国家に対する責任感が信頼できないならば、まさにこういう国会の場で厳しく追及されるだろうし、最後に内閣全体の姿勢が信頼されなければ、政権交代によつてそれを、秘密を、いわゆる都合の悪い秘密を隠したりしているんじゃないかという内閣不信になれば、そういう政権交代するしかないというふうになるんですよ。

その責任者が誰なのかということをはつきりしておかないと、何か日本中のいろんな行政機関の隅っこの方にそういうものが、キャリーオーバーというか、どんどんどんどん積み重なって、それを今そこに座っている大臣に聞いても、私もそこまでは全部は見れませんが、みないになっちゃったんじゃないかというところを言っているんです。

だから、せっかく法案を出されたのなら、法律が通るまでにそういう仕組みにしますということを経理なり、森さんでもいいですよ、はつきりおっしゃっていただきたいと思うんですけれども、どうでしょう。

○国務大臣(森まさこ) 小野委員の御指摘の趣旨は、やはり政権交代、また大臣が交代をしたときにしっかりとその中身をチェックすべきだということであると思いますけれど、そもそもこの法案、本法案で五年未満の、五年以内の有効期間ということになっておりまして、それを大臣がチェックをし、延長をするという制度になっておりますので、五年以内でございますから、一年の場合も二年の場合も三年の場合もあるんですけれども、その有効期間を満了したものを大臣が延長をするときにきちっとチェックをされていきますし、その他もろもろの重層的な仕組みがございます。

また、内閣総理大臣が、しっかりとリーダーシップを持って、その中身を見てその中身の改善指示を出すという仕組みもございます。それを国会に報告をするという仕組みもございますので、国民の方で、その国会に報告された内容を見て、しっかりとやっぱりそのときの政権が、大臣が、ちゃんと特定秘密の指定又は運用をしているかということはチェックをされるものというふうに思っております。

○小野次郎君 その点についてはまだもっとしっかりと約束をしていただきたいと思いますが、質問は幾らでもありますけれども、ちょっと切りが悪いので今日はこの程度にしまして、続きはまた

別の機会にしたいと思えます。

ありがとうございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

審議入りからまもなく日程協議もありませんに戦権セツトがされました。そして、今日も極めて不公正なやり方が行われた。野党が審議をやらうと言っているのに与党が審議を妨害するような、そんなことが行われたことに私はまず厳しく抗議をしたいと思えます。

そこで、まず森大臣にお聞きします。

あなたの地元の福島での公聴会では、全員が反対ないし慎重意見でありました。にもかかわらず、その翌日に衆議院で採決が強行されたことに怒りの声が上がっております。ところが大臣は、公聴会の後に地元紙の福島民報のインタビューで、原発事故を抱える福島県にこそ必要な法律だと、こういうふうな語っておられます。これに一層の怒りの声が上がっております。公聴会での福島県民の怒りの声をあなたはどう受け止められているんですか、お答えください。

○国務大臣(森まさこ) 公聴会が終わる前のインタビューでございましたけれども、私のお話した趣旨は、SPEEDI等の原発事故の情報が住民に示されなかったことに対する不安に対しては、これは特定秘密になりませんということをしつかりインタビューの中でも申し上げました。

特定秘密になって住民から隠されることはありませんということも申し上げました。SPEEDI又は住民の避難に必要な情報はしっかりと迅速にお示しをしております。

しかし一方で、廃炉作業を抱える福島県において、やはりテロの脅威又はミサイルの脅威というものも大きなものがございます。これは私が、原発の近くのいわきでございますけれども、様々な皆様からもそういうお声を聞いておりますので、テロ等から国民を守るためにそのような情報はしっかりと収集し、そして管理をしていくことが重要であるということも申し上げたわけでございます。

○井上哲士君 一方で、テロのかかわるような原発の様々な警備情報などは対象にならないとかいろいろ言いながら、全く意味不明です。ミサイルの脅威なんかどういいう関係があるんですか。私は、本当にこの福島の方々の怒りにまともにこたえない、とにかく強行しようという姿勢、改めて強く抗議をしておきたいと思えます。

そこで、今度の法案、安全保障上の重要問題には秘密が必要だと、こういうふうな言われます。しかし、これまで重大な問題が国民に隠されてきたことが問題だと思えます。

外務省にお聞きしますけれども、外務省における秘密文書について、その区分及び指定する役職者について内部規則がどうなっているか、また、それぞれの年間指定件数及び指定に当たったものの相の関与はどうなっているのでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄) 外務省における内部規則ですが、この秘密指定区分にしまして、秘密に分類されるのは、機密、極秘、秘であります。この他に、政府横断的に設けられている特別管理秘密も存在いたします。

そして、秘密の指定者につきまして、外務省の内部規則上、機密及び極秘の秘密区分の指定は局長等の秘密管理者、そして秘の秘密区分の指定は課長等の秘密管理責任者が基本的にいうことになっております。

そして、この秘密指定の件数であります。毎年公電だけで二百万件を超える、こういう数に上ります。こうした公電を含む年間数百万単位の秘密文書が存在いたしますから網羅的に答えするのは困難ですが、極秘の更に一部に当たる特別管理秘密、これは平成二十四年十二月末の時点で一万八千五百四件存在いたします。

そして、外務大臣のかかわり、関与という点に御質問をいただきましたが、こうした膨大な数の秘密文書が存在いたします。この数百万の文書を逐一外務大臣が直接かわるというのはこれは現実的ではありません。今申し上げました外務大臣の承認を得て策定された秘密保全に関する規則、こ

の規則に基づく仕組みを通じて外務大臣が秘密保全の在り方を管理しているというのが現状であります。

○井上哲士君 つまり、外務大臣は規則を承認しているだけで、一件一件の指定にはかわらないということであります。

さらに、内部規則を見ますと、秘密文書の取扱いは厳に職務上知る必要のある者に限定するとなっておりますが、この職務上知る必要がある者かどうかの判断は誰が行うのでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄) 外務省の内部規則はただいま答弁させていただいたとおりであります。外務省には今申し上げましたように年間数百万単位の秘密文書が存在いたします。そして、実務上、それらの個別の秘密文書を誰に共有すべきかにつきましては、局長等の秘密管理者及び課長等の秘密管理責任者が判断しております。

○井上哲士君 では、この職務上知る必要のある者には大臣も含まれるということでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄) この秘密保全に関する規則は外務大臣の承認を得て策定されるものですが、その規則上定められている職務上知る必要のある者には外務大臣も含まれます。

○井上哲士君 つまり、この秘密文書の指定は局長などの官僚が行う。そして、それを扱う職務上知る必要がある者かどうかの判断もその役人が行っており、その対象に大臣も含まれる、こういう仕組みになっているんですね。

衆議院の政府参考人の答弁では、秘密文書は膨大であって、大臣に見せる必要がある場合は大臣に開示をする、こういうふうな答弁をしておりますが、こういう外務省の秘密文書指定の規定というのはこの法案が成立したら変わるのでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄) まず、基本的にはこの内部規則は骨格は変わらないと存じます。ただ、実務を考えると、新たにこの特定秘密というものが加わるわけありますから、そうした秘密と

の整理、あるいは制度の整理とか検討、こういったことは生ずるのではないかと想像いたします。
○井上哲士君 基本的には変わらないわけですね。

膨大な外交文書があると。その中で重要なものだけ外務大臣に開示をするということではないんです。重要な文書だからこそ一部の外務大臣に見せていないということが起きております。それが実態でありまして、本当に徹底した秘密体質なんです。そのことを白日の下に明らかにしたのが日米の核密約の問題でありました。

一九六〇年に、安保改定の際に、核を積んだ軍艦や飛行機の配備は事前協議の対象だけれども寄港や通過については事前協議の対象としないということを述べ、当時の藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使がサインをした英文の取決めがあります。手元に配付しております一枚目の討論記録であります。これが核密約の核心と言われていると思います。これは、一九九〇年代にアメリカが解禁をいたしまして、二〇〇〇年にアメリカの国立公文書館で発見したもの、そのコピーを今配付しております。

当時、このコピーを委員会に配付をして、我が党の当時の不破委員長が小淵、森田総理に国会で質問いたしました。ところが、この存在を否定して、調査すら否定をされました。その後、二〇〇九年に四人の外務次官経験者が共同通信の取材にこの密約の存在を認めました。その後、村田元次官は実名を出して、次官引継ぎ時に核に関しては日米間で非公開の了解があると前任者から引き継いでいた、これは大秘密だったと、こう述べたわけですね。私、当時、この証言を受けて中曽根弘文外務大臣に質問しましたけれども、密約の存在を否定し、調査も拒否する姿勢も変わりませんでした。この文書を目の前に突き付けても、知らない、ないと言ったんですね。

そして、民主党政権に替わりまして、この核密約を含む四つの密約の調査、検証が行われて、二〇一〇年の三月に外務省の報告書が出されました。

た。外務大臣は先日、この報告について自民党政権として踏襲していると答弁されました。この報告の中には、一九六〇年、藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との間で作成された討論の記録の写しと思われる文書二件が発見された。まさに我々が発見をして配付してきたものと同じものであります。こういうものが発見されたという事実も踏襲していると、こういうことでよろしいですね。

○国務大臣(岸田文雄君) いわゆる密約問題につきましては、平成二十二年三月にこの結果を外務省の調査報告書として公表しております。その報告書の中で、この藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との間で作成された討論記録の写しと思われる文書二件が発見されたこととされており、現政権としましても、今申し上げた記載のある本報告書の内容を踏襲しております。

○井上哲士君 この討論記録について、日米間の公式の合意文書であることを認めるのかと我が党の志位委員長の質問主意書に対して、二〇一〇年三月三十日付けで答弁書が出ておりますが、どのように答弁をしておりますか。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘の答弁書におきましては、「調査報告書においては、藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との間で作成された「討論の記録」の写しと思われる文書二件が発見された」と記載されている。当該「討論の記録」は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の実施に関する交換公文の交渉過程において、交渉の当事者であった藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との間の共通の理解を記録するために文書自体については不公表とすることとして両政府の間で作成された合意文書であると考えらる。」このように答弁しております。

○井上哲士君 これまで、アメリカの公文書館で発見されたその文書突き付けて幾ら質問しても、存在しないと、調査もしないと歴代自民党政

権は言い続けました。ところが、現にこの文書の写しは外務省内に存在をして、今ありましたように政府として日米両政府の間で作成された合意文書だと認めたわけですね。重大ですよ。一体この文書は外務省のどこにあったんですか。民主党の調査チームによりまして、四千四百二十三冊のファイルを探したとありますが、どこのファイルに入っていたんですか。そして、どういう秘文書管理の扱いになっていたんですか。明らかにしてください。

○国務大臣(岸田文雄君) いわゆる密約問題については、先ほど申し上げましたように、平成二十二年三月に外務省の調査報告書として公表しておりますが、同調査は、外務省本省及び在米大使館に存在していたファイル、計四千四百冊以上を対象として行われたものであり、その結果、藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との間で作成された討論の記録の写しと思われる文書二件が発見されたということでありまして。

そして、その当時の取扱いですが、平成二十二年三月にこの外務省の調査結果及び関連文書を公表した際に討論の記録の写しと思われる文書も公表していますが、公表以前は極秘に指定されておりました。

○井上哲士君 これは、公表しないという答弁じゃなかったんですね。存在いたしませんと、そして調査もいたしませんと、現にその現物のコピーを示してもずっと言い続けてきたんです。自民党政権時代にはないと言っていたものが実際には外務省の中にあつたと、このことをどう認識しているんですか。国民を欺き続けてきたことをどう説明するんですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 平成二十二年三月のこの外務省の調査報告書ですが、この調査報告書の中で四つのいわゆる密約と言われる案件につきましてそれぞれ調査をした結果を報告しております。そして、その中で、御指摘の藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との間で作成された討論の記録の写しと思われる文書二件が発見された

いう部分であります。この調査報告書の趣旨、ポイントとは、要はこの合意文書の中で日米の間で認識が一致していなかった、この点がこの報告書のポイントであります。認識の不一致が日本とアメリカの間に存在した、これがこの報告書のポイントであり、この点が最も重要なポイントだと考えております。

ですから、この密約の存在云々の話につきましては、認識の不一致があつたということが密約に当たるとか、これは密約の定義にはかわるかと思いますが、何よりも日米の間で認識が一致していなかった、この点がこの調査報告書のポイントだということを申し上げたいと存じます。

○井上哲士君 話をこまかさなくてください。この評価のことを聞いているんじゃないんです。今おっしゃったことは当時の私は報告の不十分さだと思いましたが、その後明らかにした文書によってこれは明らかに合意だったということは出ているんです。問題はそういうことじゃないんです。

私は中曽根弘文外務大臣に質問したときに密約と言っていないんです。こういう討論記録が外務省内にあるはずだから、そう元次官が言っているんだから明らかにしろと言ったら、委員会が当時の与党がそれに答えなかったんです。小淵大臣も、この資料を示して言っても、そういうものはないと文書の存在そのものを否定していたんですよ。なかったものがあつたんですよ。

まさに歴代自民党政権が国民を欺き続けてきたんではない、答弁で。そのことをどう考えているかというのを聞いています。

○国務大臣(岸田文雄君) 当時の状況についてどう判断するのか、この判断、そう簡単ではないと考えています。

今申し上げました平成二十二年三月のこの外務省の調査報告書と併せて公表されました有識者委員会の報告書においても、外交においてはある期間、ある程度の秘密性は付き物であるとした上で、外交に対する評価は当時の国際環境や日本国民全体の利益、国益に照らして判断するべきもの

である、こうした旨、この有識者委員会においても述べられております。

その当時の状況について様々な要素が絡んできます。簡単に判断できるものではないと我々は思っています。

○井上哲士君 評価を言っているんじゃないんですよ。ないと言っていたんですから、それが実はあったんでしょう。知っていたうそをつく答弁をしてたんですよ。

私は、これは本当に被爆地である広島出身の岸田外務大臣にちゃんと答弁してほしいんです。私も広島育ちで被爆二世ですよ。だからこそ許せないですね。国是を覆すようなこういうことを秘密にしておいて反省もしない自民党に、国民に秘密を侵すなど、そんなことを言う権利はどこにあるんですか。数々の密約を結んできて、国民から隠し続けてきたことのけじめも付けずにこんな法案を出すということ自身が許されないですよ。

そして、先ほど聞いた外務省の秘密文書の扱いがこれで大きな問題になっているんです。この核密約については、岸内閣が日米間の合意で結んだのにもかかわらず、きちんと外務大臣に引き継がれてなかった。ですから、次の池田内閣のときに、当時の総理が核を積んだ米軍艦の日本寄港は認めない」と答弁して大問題になって、当時のライシャワー大使が大平外務大臣と会って、実はこういう密約があるんだという話をしたと。そういう記録も残っております。

何でこういう密約を結んだのに引き継がれてなかったのかと、これ謎だったんですよ。これがこの四人の元次官の証言で明らかになりました。二〇〇九年の外務省の元次官経験者の証言では、ある次官の経験者は、橋本、小淵両氏ら外務省が信用した政治家だけに密約内容を知らせていたと語っております。それから、別の次官経験者は、形式論としては時の首相、外相に必ず報告すべき事項だが、大きな問題なので、借越かしれないが、密約内容を話していい首相か外相かどうか役人サイドが選別していたと、こう述べたんです。

ね。大きな問題だから官僚が首相や外相を選別していたと、ひどい話じゃないですか。外務大臣としてどうお考えですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 平成二十二年三月の外務省調査報告書においては、計三百以上の関連文書が公表されております。その中で、公表されたこの関連文書の中には、同報告書におきまして「歴代の総理及び大臣に対する事務次官、北米局長等からのブリーフに使用された模様」とされたものがあります。

外務省としましては、あくまでもこの報告書の中身を踏襲しておりますし、当時の状況についての判断につきましては、先ほど申し上げさせていたいただきましたように、外交における特殊性、そして、評価につきましても、当時の国際環境、日本国民全体の利益、国益に照らして判断すべき、こうした考え方があるということ、この辺りもしっかり念頭にこの辺は判断しなければならぬと思っております。

○井上哲士君 別の元次官は、自分は当時の首相や外相に伝えたことはなかった、政治家に話をすると漏れいするからと述べております。先ほどもそういうような趣旨の質問がありましたね。ですから、事実を知らせないままに、国会で官僚の書いた答弁書を読まされて否定した人もたくさんいるんです。条約課長を経験したある次官はこう言っています。国会で事実と違う答弁を続け、何か恥ずかしいなという思いがあったと。

これ、読まれた方がよほど恥ずかしいですよ。もつと怒ったらどうですか。官僚の書いたその答弁書を、国民や国会を欺き続けてきたんですよ。それでよかったというんですか、反省ないんですか。もう一回答弁してください。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、外務省としましては、この問題につきまして、平成二十二年三月の外務省の報告書、これをしっかり踏襲しております。これが我が外務省の基本的な立場であります。そして、その点についての評価につきまして、先ほど申し上げましたように、外交の特殊性

ですとか当時の国際環境あるいは国益、様々な要素をしっかり検討した上で、勘案した上でこれ判断していくべきものだと考えています。

○井上哲士君 小淵首相については、次官経験者は外務大臣時代に密約を伝えたとはっきり語っております。ですから、党首討論のときにこのコピーを見せて質問したときに存在していないと言ったのは明確な虚偽答弁ですよ。

そして、これは何か過去の、その当時の問題ではないんです。結ばれてから五十年ぐらいたってから、二〇〇九年に私たちは国会で現物を示していただいたんですよ。アメリカの公文書館でこれは公開されているんですよ。それを目の前に突き付けても、ない。現在に続いていることなんです。こんなことが許されたら、私、この法律ができたら何でもかんでももつと広がつていくじゃないか、国民は思うと思うんですね。

もう一回答えてください。明らかに、アメリカの公文書館で明らかになったものを目の前に突き付けられて、それがあることを知っていた総理がないと言ったことは、国民を欺いたこと、これは間違いじゃなかったんですか。反省ないんですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 当時の状況について判断するに当たって、外交の特殊性や国際環境、国益、様々な要素が勘案されなければいけないと先ほど申し上げさせていただきました。そうしたことから、当時の状況については簡単に判断できるものではないと考えておりますが、今御指摘の点につきまして、長期間にわたって国民に対してこの問題が明らかにされてこなかった、この点については我々は遺憾に思わなければならないと思っております。

○井上哲士君 そんな人ごとのこと言わないでくださいよ。我々はアメリカの国会、公文書館まで行って探して当たったんですよ、これを。そして、そのコピーをあなたの方に見せて国民の前に明らかにしたのに、それでもそれはありませんというのを言ったんですよ。何故人ごとのように今答弁され

ましたけれども、そのことについて言っているんです。

こういうことを続けるんですか。これからもいろんな形で、アメリカで明らかになった文書あります。この後もいろんなものを出し続けてきた。そういうものが明らかにになったら直ちに調査をして国民の前に明らかにする。それ、約束してください。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘の問題については、過去様々なやり取り、経緯がありました。ですから、平成二十二年三月に改めて外務省として調査した結果を報告書として公表をさせていただいたわけでありまして。その成果を今の政権もしっかり引き継いでいるということでもあります。

今後とも、こうした外交における情報の取扱いの難しさ、これは先ほど申し上げたとおりであります。是非今後とも、そうした外交における秘密あるいは判断、こういったものも念頭に、できる限り国民に対しては実態を明らかにするよう努力をしていかなければならないと思っております。

○井上哲士君 これは過去の問題じゃないんですね。

先ほど、外務省の中の秘密文書の取扱いの内部規定について質問をいたしました。外務官僚が、この秘密の文書について大臣が職務上知る必要があるかということを判断をして、そして大事な問題は、これは漏れたらあかんということで隠してきたというのがこの核密約の文書だったわけですね。こういうやり方は温存をされるわけですよ。ですから、一部のそういうものは政治家に見せずに官僚の中で秘密にしておく。

一方で、特定秘密というものは、これは外務大臣が指定されるんでしょう。そういうことをやることによって重い罰則で脅しを掛けて、そしてジャーナリストも国民も公務員も萎縮効果を生むと。これ重ならつたら、もつともつと秘密体質が深まるじゃないですか。そうなりませんか。

○国務大臣(岸田文雄君) 特定秘密につきまして、今御審議いただいておりますが、この法案に

おける別表に列挙された項目に該当し、そして有識者も含めた政府横断的な基準を作成し、それに基づいて指定を判断していく、様々な重層的な仕掛けがつけられています。こうした制度を通じてしっかりと管理されるものと認識をしております。

あわせて、従来の秘密、秘文書につきまして、しっかりと、従来の制度に基づき、外務大臣としまして、規則を承認するという形で全体をしっかりと管理しながら秘密のあり方についてコントロールをしていく、こうした全体の制度の中で、この秘密の取扱いについてしっかりとした体制をつくっていくべきだと考えています。

○井上哲士君 核密約で明らかになったのは、官僚が情報をコントロールしていたんです、逆に。そのことで歴代の外務大臣が虚偽答弁を国会でさせられたことについてもまたこれおかしということを言えないような、そんなことを温存をしたまま、一方でこの特定秘密保護法によって様々な罰則で脅しを付ける。

私は、一層秘密体質が深まるだけであると、こういう法律は廃案しかないということを申し上げまして、質問を終わります。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。

今回の特定秘密保護法案についてでありますけれども、我々、十一月二十一日は修正合意をいたしましたけれども、それはやはり、総理も何度も答弁されていますように、今回、国家安全保障会議というものを設置した中で、そのことが機能していくためには、今回の法律がなければなかなか大切な情報というものを入手することがやっぱり非常に困難である。ある程度の一定の理解、必要性というのは認識できるからこそ、今回出てきた法案に対して、非常にずさんだということを指摘をさせていただいて、我々から五項目のことについて修正をしてほしいということによって、協議をさせていただきました。

ただ、今回の法案の中身については、やはりまだまだ疑問というか、残る部分はありますし、そ

してまだ何よりも、国民の間ではまだまだこの法案に対して非常に多くの人が疑問を感じているという状況には変わらないということで、だからこそ、拙速に採決するのではなくて、十分に国民にも理解が深まるような努力を行ってほしいという思いから、十分審議を尽くしてほしいということをお願いを申し上げたところであります。

ところが、十一月二十六日に、本法案につきましては、与党は衆議院で強行採決ということを行いました。十一月二十五日には福島県におきまして地方公聴会を行ったばかりでありまして、しかもその公聴会でも、本法案に対して大変厳しい意見をいただいたところであります。その明くる日に強行採決するとは、やはりこれは余りにも強引だというふうに思いますし、国民からすれば、一体何のための公聴会だったんだろうかという思いを有しているのには、これは違いはありません。こんな拙速な決め方では、国民に対して理解が深まるどころか、どんどん不信感が募っていくばかりというふうに思います。

誰がどう考えても、公聴会であれだけ厳しい意見があった明くる日に強行に採決するということはおかしいというふうに思われますけれども、強行採決をしなければいけない理由を是非お聞きしたいというふうに思いますし、そしてまた、今回の特定秘密保護法案が衆議院に提出されたのは十月二十五日なんですね。国家安全保障に関する特別委員会で実質的に審議開始されたのが十一月七日でありますから、そこから衆議院で強行採決されたのが十一月二十六日ということであり、この法案の大変重要性を踏まえれば、余りにも短い期間での審議によって採決がなされたというふうに思います。

政府としては国会での審議を尽くしたという思いはあるかもしれませんが、国民はそうは思っておりません。どうして政府はもう少し時間を掛けて国民に理解してもらえようような努力をしないのか、まずお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(森まさこ君) 維新の会の皆様の修正

協議等に関する御努力に感謝を申し上げます。衆議院における採決や緊急上程をなされなければならぬ理由等についての御質問でございますけれども、国会の運営に関する事項であるというふうに心得ております。

政府としましては、国民の皆様の中に特定秘密の指定が恣意的になされるのではないかとというような懸念を有する方もおられることは承知しておりますが、公聴会等の翌日、審議もさせていただきまして、また法案の提出に当たって様々な機会をとらえて説明をまいりました。

情報漏えいに関する脅威が高まっている状況、外国との情報共有が情報各国において保全をされていることを前提に行われていることに鑑みると、秘密保全に関する法制を整備することは喫緊の課題であるというふうに考えております。

また、この御懸念に対しては、本法案には適正な運用を確保するための重層的な仕組みが様々な盛り込まれており、また、修正を経て、維新の会の皆様等の建設的な御意見がまた盛り込まれました。そういったことが、衆議院における四十五時間を超える審議の中で丁寧に説明をまいりましたつもりでございますけれども、今後とも、参議院の審議も通じて国民の皆様々に丁寧に説明をしてまいりたいと思っております。

○東徹君 やはり公聴会をやつて、あれだけ厳しい意見が、明くる日にこれ強行採決というのは、やはりちょっと余りにも公聴会を、何のための公聴会なのかということでもありますし、国民に対しても余計にやつぱり疑念は深まるばかりだということふうに思います。

今回のような、緊急上程がなされたわけですが、けれども、過去において、こんなようなやり方で緊急上程がなされた法案というのはどれぐらいあるのか、教えていただけますでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 過去に緊急上程がなされた法案については、国会の運営に関する事項であり、お答えする立場にないものと心得ております。

○東徹君 委員会で強行採決があつて、その日の晩にこれまた本会議で強行採決というのは、こういうのは今までありませんでしたか。

○政府参考人(鈴木良之君) 調べて後ほど回答いたします。

○東徹君 じゃ、次の質問に移らせていただきますけれども、当初政府から示されました法律案では、特定秘密の指定権限を有する行政機関の長の範囲について限定はされていませんでした。これでは政府は何でも秘密にできてしまうというほかならず、福島県の地方公聴会でも意見が出されたように、原発事故が起きた際、きちんと県民がその状況を知らなかったというような事態が今後もし生ずるのではないか、政府に対する不信感が募ってきているということなんですね。だからこそ、与党に対して指定秘密を指定する行政機関の長の範囲を限定するよう修正協議を行ってきたところでありました。

本修正案の附則第三条におきましては、特定秘密を指定する権限を有する行政機関の長の範囲に限定する際に有識者の意見を聴いてというふうに規定をされ、有識者の意見を聴くものというふうにされておられ、一定の限定は掛かるものの、ちよつとこれでは十分ではないのかというふうに思います。国民の不信感を払拭するために、まずはこの法案を広く国民にも理解してもらえ、法案とすることが大事というふうに考えます。

この法案の条文中、特定秘密を指定する権限を有する行政機関の長の範囲を内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、そういったところに限定することができないのかどうか、もう一度改めてお聞きしたいと思っております。

○副大臣(岡田広君) お答えをいたします。

特定秘密の指定権者を内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣に限定した場合、現在、安全保障に関する情報の収集に当たっている警察庁や公安調査庁において適切な保全措置を講じることができないと考えております。新たに設置される予定の国家安全保障会議の審議をより効果的に行うため

にも、三大臣に限らず、安全保障に関し特に秘匿することが必要なものについては各行政機関において指定できるようにするなど、秘密保全に関する共通ルールを確立する必要があると考えます。

また、ただいま東委員御指摘のように、特定秘密とは無縁の行政機関の長を当初から除外すべきではないかということに関しては、維新との政党間協議によりまして衆議院での修正がなされ、法案第三条にただし書を追加し、内閣総理大臣が有識者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長を特定秘密の指定権者から除外することとしたほか、附則第三条により、法律の施行後五年間特定秘密を保有することがない機関として政令で定めたものについては、内閣総理大臣が有識者会議の意見を聴いて行政機関の定義から除外することができるとして設置しております。

以上です。

○東徹君 例えば消費者庁とか、当初から除外するということが可能じゃないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○副大臣(岡田広君) お答えをいたします。

委員御指摘の点も踏まえまして、今後十分検討してまいりたいと考えております。

○東徹君 次に、特定秘密の有効期間について伺います。

当初の政府案では、三十年を超えて秘密指定の有効期間を延長した場合、内閣による秘密指定の解除後、歴史的に重要なものを国立公文書館等に移管し、そのほかは破棄するというようにされておりました。この点について、修正協議の結果、第四条第六項を新たに設け、有効期間の延長に関する内閣の承認が得られなかったときは全ての情報を国立公文書館等に移管することとした上で、秘密指定の是非を含め検証可能な仕組みに変更することとしたところであります。

しかし、この修正を行った上でもなお指定の有効期間が、先ほどからも質問がありましたけれども、三十年以内の場合には通常の文書管理規程に従うこととなり、特定秘密指定の解除後、歴史的

に重要なものの国立公文書館等に移管し、それ以外のものは何ら歴史的検証を得ないまま破棄される可能性があります。

二十六日の衆議院国家安全保障特別委員会において安倍総理は、特定秘密に指定されてきたものは重いものであり、当然破棄すべきでないと考えているので、ルール化も含めて検討したいというふうに答弁されているところであります。

そこで、三十年以内の場合であっても、秘密指定の是非を含めて検証可能な状態にするため、特定秘密に指定した全ての情報を国立公文書館に移管するようにすべきというふうに考えますが、いかがですか。

○国務大臣(森まさこ君) 安倍総理が御党の山田委員の質問に答えて答弁させていただきましたとおり、特定秘密に指定されたものはその歴史的な価値があるというふうに通考考えられますので、特定秘密の指定期間が三十年未満の文書であっても、特定秘密とされていたその歴史資料としての価値を踏まえ、国立公文書館等への移管が適切に行われるようルール作りを検討してまいりたいと思います。

○東徹君 そうしたら、三十年以内の場合であっても、特定秘密に指定した全ての情報を国立公文書館に移管するよう検討するということですね。

○国務大臣(森まさこ君) ただいま御答弁をいたしましたとおり、特定秘密として指定をされたものについて、その歴史資料としての価値を踏まえて検討してまいりたいと思います。

○東徹君 ちよつと、特定秘密、三十年以内の場合であっても、秘密指定の是非を含めて検証可能な状態にするために、特定秘密にした全ての情報を国立公文書館等に移管するというところでよろしいですね。

○国務大臣(森まさこ君) 全ての特定秘密を公文書館等へ移管をするということについては、総理が御答弁をしたとおり、その歴史資料としての価値を踏まえて、国立公文書館等への移管が適切に行われるかどうかというルール作りを検討してまい

りたいと思います。

○東徹君 ちよつと次に質問を移らせていただきます。

大変大事な第三者機関についてでありますけれども、二十六日の衆議院国家安全保障特別委員会において安倍総理は、設置すべくしつかり努力していく、私は設置すべきだというふうに考えていると答弁をされました。

本法案のような秘密保護を目的として法制度を整備する場合には、恣意的な運用を防ぐため第三者機関の設置は不可欠であります。アメリカでは、情報保全監督局が設置され、そこで各省庁を視察し、秘密保全体制の運用や秘密指定の実施状況に関して監査を行った上で改善の勧告などを行うというふうになされておるようでありますし、また、年次報告書については国民に公開され、一定政府からの中立性が担保されているかどうか詳しくは分かりませんが、そういうふう聞いております。

我が党と与党の修正協議の結果、附則第九条を新たに設け、特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかを独立した公正な立場から監査、モニタリングができる第三者機関の設置が検討されることになりました。

この第三者機関の設置は恣意的な運用を防ぐために極めて重要でありますから、まず、現在検討されている第三者機関の具体的なイメージをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 具体的なイメージという御質問でございますけれども、内閣官房に準備室を設置して検討するその第三者機関の具体的なイメージは、有識者の御意見を伺うとともに、諸外国の制度、特に米国の省庁間上訴委員会や情報保全監督局を参考にしてみたいと思っております。

○東徹君 余り具体的なイメージがちよつと湧きにくいんですが、先ほどからも質問でありましたように、これ特定秘密の指定範囲というのはかな

り件数も多いようなんですね。そうすると、かなり大規模的にこういったものをやっぱり検証する機関というのが必要だと思うんですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(森まさこ君) そうですね、規模も含めて検討してまいりたいと思います。

○東徹君 いつまでにかそういう検討をなされるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(森まさこ君) これは、先ほど他の委員の御質問にもお答えをいたしましたとおり、本法案の施行までに設置ができるように努力をしたいと思います。

○東徹君 設置の時期については法施行日又はそれ以前であるということをお約束いただいたんですが、よろしいでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 設置の時期に関しましては、ただいまお答えをいたしましたとおり、施行までに設置できるように準備をしたいと思います。

○東徹君 最後に、この第三者機関が自己監査というふうにならないように、内閣から独立性を確保するための第三者機関のメンバーの選定方法などについて具体的にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

第三者機関の設置につきましては、大臣から御答弁申し上げましたように、今後、準備室を設置し、施行前までに設置できるように努力いたすところでございますが、その選定方法につきましても、今後検討となりますので、その中で適正な人選が図れるよう検討してまいりたいと考えています。

○東徹君 本日に検討検討で、検討事項が多過ぎて本当に大丈夫なのかというような心配があります。是非とも第三者機関の設置、しかも独立性を確保したものとなりますようお願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

衆議院で強行採決をされ参議院に来て、昨日、

ルール作りの話の途中で強行的に今日職権でこの委員会が入りました。秘密保護法がこういう強権的なやり方で審議が始まるということに関して、強く抗議をしたいというふうに思っております。

先ほど、同僚委員の方から核密約の質問がありました。沖縄返還のもそうですが、先日にも総理に質問しましたが、二〇〇六年三月、沖縄返還密約はないと、文書を示し、当事者の意見を示したにもかかわらず否定をしたのが安倍官房長官、麻生外務大臣です。そのお二人が今総理、副総理として、この秘密保護法を成立させようとしている。

沖縄の返還のときの財務負担については、シュレッダーに掛けたのか文書が出てきませんでした。今日の答弁で、国益とか外国との情報の共有とおっしゃっているけれども、ちゃんちゃらおかしいと思います。アメリカはとつくの昔に公文書館で文書を公表しているんですよ。私たちはそれを見る事ができる。日本は、国益だ、そして情報共有だと言っているが、シュレッダーに掛けるか、あるいはあつてもないと強弁してきた政治なんです。秘密指定なんてやつたらシュレッダーに掛けたら放り投げるでしょう。

今日でも、第三者委員会であれ、第三者機関の設置であれ、そして廃棄しないという仕組みについても、検討でしかないですよ。全く信用できない。欠陥法案はやり直せと強く言いたいと思います。

今日は、二〇〇九年、麻生内閣のときにおける秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合、とりわけ、の議事次第、四月二十一日を中心にお聞きをいたします。

これを、最近黒塗りがちやんと開示されたので、これで私は見ることができました。これを見ると、麻生内閣のときに既にかなりもう骨格ができ上がっている、ほぼ同じ、ちよつと違うけれども、ほぼ同じ中身です。

お聞きしたい。これ、アルジェリアの人質事件がこの秘密保護法制必要だと、安倍総理は本会議で答弁しました。麻生総理がこの秘密保護法制

作つたとき、アルジェリアの事件は起きていません。人質の問題に関して情報がもらえるからええなはいは、岸田外務大臣、これ外交官における信頼関係の問題じゃないですか。信頼関係があれば、外交官同士でそれは情報を教えてもらえる。全部について、これ共謀も含めれば全国民までばつと網を掛けるわけで、そんなことをやる必要はないですよ。どこに立法理由があるのか。

今回の秘密保護法についても資料で八つ、主要な情報漏えい事件の概要というのを役所が発表しています。例えば、でも、この尖閣の衝突事件における情報漏えい事件、これは参議院の予算委員会できちつと理事態で見て国民に公表されたものじゃないですか。これ、何が問題なんですか。しかも、判決で出たものでは、これは、懲役十か月、起訴猶予処分、起訴猶予処分、懲役二年六月執行猶予四年、起訴猶予処分、不起訴処分、起訴猶予処分と、こうなつていて、十年でやらなければならぬものなんではないんですよ。

私は、ですからこの秘密保護法の立法理由がないというふうに思いますが、いかがでしょうか。○国務大臣(森まさこ君) アルジェリア人質事件が発生する前の状況についてお尋ねがございました。

このような事件がその当時なかったということでございます。今現在、これが今後起こるおそれがあるというふうに思っています。なぜならば、日本国を取り巻く安全保障状況が非常に難しい、厳しいものになってきておりまして、また高度情報ネットワーク社会、インターネットでたび情報漏えいした場合にそれが全世界に広まってしまう。そのような中でやはりしつかり保全をしていくこと、その保全の体制が諸外国並みの保全の体制、罰則も含めてなされていることで適確な情報共有が外国との間でも、そして政府内もなされることによつて、しつかりと国の存立と国民の安全を守れるというふうに思っております。

○福島みずほ君 スパイ防止法から始まつてこの秘密保護法制、麻生内閣のときと理由が違つてい

すよ。その都度その都度、ころころころ理由を変えて必要だと言っている。説得力がないですよ。尖閣諸島のときのあのビデオは秘密指定じゃないわけでしょう。秘密じゃないわけでしょう。事例として挙げるべき事案でもないですよ。理由を変えながら法案が必要だと言つて。

しかも、アメリカのNSCの担当者であつたモートン・ハルペリン氏は、こんなに拙速でこんなにひどい法案は見たことがないと答えております。外国との情報の共有と云うけれど、アメリカの情報公開、アメリカは確かに問題があつたりする国かもしれない、しかし情報公開制度が全く違う。また、こういうふうな意見、国際ペンクラブや様々なところからこの秘密保護法制は欠陥だというふうに、問題があると懸念が表明されている中で、拙速でやる必要はないというふうに思っています。

では、麻生内閣のときのこれとどこが違うかについて若干質問いたします。このときでは、地方公共団体、独立行政法人についても適性評価をすべきだというふうにしています。今回これを除外した理由は何でしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 今回は都道府県警も対象になっております。○福島みずほ君 都道府県警はそうなんです、この議論のときは、やはり独立行政法人でもロケットがあるとか、地方公共団体だつてそれは情報を共有しているわけだから適性評価の対象としているんです。これはなぜ今回除外になったんですか。

○国務大臣(森まさこ君) その後の民主党政権時代の秘密保全体制についての報告書においても独立行政法人が対象となつておりましたけれども、今回は対象外にいたしました。独立行政法人については、特定秘密を国から独立して保有するということがなかなか想定をされないためにということと、なるべくこれは範囲を限定していこうということ、民主党政権のときの報告書のその他指定すべき事項も限定してまいりましたし、独立行

政法人、その他業務知得者についても限定した、そういう限定の横並びで全て限定をして特定秘密が狭くなるようにといった、その中の一つでございます。

○福島みずほ君 いや、民主党政権、決めていないですよ。この法案出したのはまさに自民党政権じゃないですか。

議事要旨を読むと、初めは限定した方がいいんじゃないかと思つてあるんですね。じゃ、後から広がるのか。これ、地方公共団体、独立行政法人は将来も適性評価の対象にならないというのでよろしいですか。

○国務大臣(森まさこ君) はい、将来もなりません。

○福島みずほ君 いや、これは、自治体、私は秘密保護法に反対ですが、地方に情報が行かない、みんなの党の議員の方から、地方公共団体と一切議論していない、情報をこれから出さなくなるんじゃないかという批判がありました。でも、今、地方公共団体、独立行政法人もならないということではよろしいですね。確認します。

○国務大臣(森まさこ君) これは対象となることはございません。

○福島みずほ君 この報告書の中で、不当な方法による取得行為の中で、社会通念に照らし妥当とは認められないような方法として、多量に飲酒をさせて酔いに乗じて秘密を引き出す行為、これは社会通念に照らし妥当とは認められない、これは法案で言う著しく不当に該当しますか。

○国務大臣(森まさこ君) 該当しません。

○福島みずほ君 じゃ、これとは違う見解ということですね。

では、更にお聞きします。取扱い業務者が、具体的な業務上の必要がないにもかかわらず、入手可能な立場にあることを奇貨として秘密を手する行為、これはどうですか。

○国務大臣(森まさこ君) なりません。○福島みずほ君 それでは、適性評価、民間に対

してやるのに、これは防衛省、国土交通省、厚生労働省、経産省、いろんな役所が適性評価をするということでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) そのとおりです。それぞれの行政機関の長が行います。

○福島みずほ君 極めて広範囲になると思います。どれどれ、何人ぐらいというふうには思っていないのでしょうか。(発言する者あり)

○国務大臣(森まさこ君) 御通告がございませんでしたので、ちょっと遅れて申し訳ございませんでした。

適性評価の対象となる人数でございますけれども、現時点において確たる数を明確に申し上げることは困難でございますが、例えば内閣情報調査室について申し上げますと、情報収集衛星に関する契約、これは民間企業の職員でございますけれども、その場合には二十社が行っておりますので、その場合、千人程度というふうに思っております。

○福島みずほ君 先ほどおっしゃったように、厚生労働省、国土交通省、経産省、全部の役所にかかわるわけで、実は物すごい数の適性評価を行うことになると思うんですね。私は、今国家公務員の数、どこも本当に大変で、増員要求、少なくとも減らさないでくれって頑張っているときに、こういう民間の人を適性評価をその行政の長が命じてやるわけでしょうか。でも、公務員が民間をどうやって調査するんですか、あるいは公務員が民間を調査することの問題点というのはないのでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 民間企業の職員については、内閣情報調査室や防衛省がそういった防衛産業等に携わっている方であった特定秘密の取扱いをするような想定をする対象だけを考えております。ですので、そこについてはしっかりとした人員を準備していきたいと思っております。

また、後半の御質問でございますけれども、その民間の方を適性評価をするときでございますけれども、それはしっかりとプライバシーを守る

ようにしてまいりたいと思ひまして、条文の中では、同意を得た上で、そして法律に規定をしてある条項だけを調べるといふふうになっております。

○福島みずほ君 たくさんいろんな役所がやるわけでしょう。手足がないじゃないですか。まだ慣れていないですよね。内調がやるんですか。

○国務大臣(森まさこ君) それは行政機関の長が行います。適性評価の手続については現在も……○福島みずほ君 行政の長がやるのは条文で分かります。具体的に誰がやるのかです。内調がやるんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 特定秘密の内容によって指定をしている行政機関の長がその職員に命じてさしますので、例えば内閣官房の場合は内調がやりますし、防衛省の場合は防衛大臣が職員に命じてさするというふうになります。

○福島みずほ君 経産省はどうするんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 経産省において民間事業者に特定秘密を取り扱わせるかどうかは分かりませんが、仮にそういう場合がある場合には、経産大臣が経産省の職員に命じてさするというふうになります。

○福島みずほ君 だから、内調がやるのかその行政の職員がやるというんですが、私は無理だと、とりわけ行政の職員。だって、公務員が民間のプライバシーを探るわけじゃないですか。それはとても困難ですよ、数が多ければ。

そして、このさっきの報告書なんですが、こう書いてあります。対象者の現在又は過去における隣人、友人、親族等の知人に対して事情聴取を行うこととするのが適当であるといふふうにありますけれども、これはやっぱり知人の調査というふうにはなっていないですよね、今の法律では。でも、これ、私はやっぱりびっくりして、リアルというか、現在又は過去における隣人、友人、親族等の知人に対して事情聴取を行うということもあるわけでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 必要な法定されている

事項について、まずは本人から書類に記載をして申告をしていただきますが、その上で必要がある場合には公務所等への問合せやその知人への問合せをすることもございますが、それは調査に必要な最低限度の範囲で行うものになっております。

○福島みずほ君 いや、具体的に書いてあるわけですよ、現在、過去の隣人とかですね。嫌ですよ、そういう人に聞かれるの。だから、やっぱり嫌ですよ。知人とか親族に対して問合せするのって嫌ですよ。あの人、酔っ払って帰ってきますとか言われるわけでしょう。しかも、民間と公務員、秘密を漏らしそうだから不資格だと言われたら、解雇はされないでしょう。でも、その人、その社会で、会社で仕事できるんですかね。

○国務大臣(森まさこ君) 適性調査については、本人の同意を得て、このような調査を行いますということを通知をした上で行いますので、その隣人等、隣人ではない、知人でございましてけれども、知人、これは職場の上司とか同僚を想定しておりますが、そういうところにお問合せが行くということは本人も同意の上で行われているものでございまして。

また、後半の御質問である不利益な取扱いについては禁止をしております。

○福島みずほ君 でも、秘密を扱うのが不資格だと言われたら、もうその人はそのチームから外されるわけですし、出世はできなく、出世というか、その会社がいづらひです。しかも、会社や公務員で同意しませんが、そのものが、やっぱり本人にとっては出世や仕事に差し支えがあるということになると思ひます。

これは、保存期間、適性評価の保存期間は五年ということですか。

○国務大臣(森まさこ君) 適性評価の保存期間は、その特定秘密の有効期間その他の状況に照らして適切な期間を考慮しております。

○福島みずほ君 じゃ、六十年だったら六十年になるんですか。つまり、保存期間すら決まっていないんですよ、この法律。じゃ、その情報、どう

なるんですか、これから検討って。六十年というのがあるじゃないですか。じゃ、六十年間保存されるんですか。というふうに言いたいと思ひます。

この報告書はいろいろ示唆に富むものがたくさんあって、これは検討せよ検討せよとずっと書いてあります。とりわけ裁判手続について書いてあるんですね。公判において秘密の保護を図りつつ、十分な立証を行うため、憲法八十二条二項の非公開審理についての手続を制度化すること等の措置を設けることも考えられる。しかしながら、本法制は行政主体が作成又は取得をする秘密を中心に構成するものであるため本法制に係る事件は政治犯罪とかかわりから、裁判の公開の要請は強い。憲法八十二条二項ただし書参照。そこで、この非公開審理に係る制度に関する問題については、上記のような憲法上の問題にもかかわること踏まえ、今後の理論及び裁判実務の動向等を注視しながら、引き続き適切に検討することが適当である。

今日も検討検討検討検討という言葉が舞いましたが、でも、ここでは、やるんだったら、裁判上の手続、憲法との関係をきちっとやられて書いてあるわけですよ。ところが、やってないじゃないですか。やってないですよ。憲法八十二条との関係、そういうのは整理されてない、条文にも明らかでない。どうなんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 今、現行法上も秘密漏えいの罪があるわけでございます。例えば、国家公務員法の守秘義務違反でございますけれども、こういった秘密漏えい事件の刑事裁判において立証責任を全うしつつ、かつ、これは秘密でございますので、その秘密を明らかにしないでこれを防止をする、秘密の内容が明らかにしないでこれを防止するために、秘密にする実質的理由としてのその当該秘密文書の立案過程であったり作成過程であったり、その秘密指定を相当とする具体的理由を明らかにする、いわゆる外形立証という手法が現行法でも取られております。これ

により、実質秘性を立証するという方法が取られております。

これは、裁判所等において、司法権の中で今後の公判の在り方については不断に検討が行われるべきだと思いますが、本法案については、この刑事法上のインカメラ制度の適用についてはしっかりと明文で規定をさせていただいたところでございます。

○福島みずほ君 刑事法学者たち、数多くの人たちから、実際どういう裁判になるのか、権利が侵害される、被告人と弁護人の攻撃防御権が保障できない、出たじゃないですか。私はそのとおりだと思いますよ。だからこそ、この報告書は検討会議ではそこを検討せよとなっていて、それがなくして今回の法案が出ています。

この報告書には、最高刑が五年ですよね、今、自衛隊法の防衛秘密の漏えい、これを十年にするのであればその説明が必要だというふうに出ています。その意味で、なぜ倍になるのか、その説明はないというふうに出ております。

○委員長(中川雅治君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後六時五十三分散会

十一月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定秘密の保護に関する法律案

特定秘密の保護に関する法律案
(小字及び一は衆議院修正)

目次

- 第一章 総則(第一条、第二条)
- 第二章 特定秘密の指定等(第三条―第五条)
- 第三章 特定秘密の提供(第六条―第十条)
- 第四章 特定秘密の取扱者の制限(第十一条)
- 第五章 適性評価(第十二条―第十七条)
- 第六章 雑則(第十八条―第二十一条)

第七章 罰則(第二十二條―第二十六條)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障^〇に関する情報^〇の外部からの漏えい等に対して国家及び国民の安全を確保すること(以下同じ)を目的とする。

このうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち、国家公安委員会にあつては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一

項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八條の二の施設等機関及び同法第八條の三の特別の機関で、政令で定めるもの

第二章 特定秘密の指定等

六 会計検査院

(特定秘密の指定)

第三条 行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関(合議制の機関を除く。))にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になつていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣府設置法(昭和二十三年法律第二百十号)第三條第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定(附則第四條を除き、以下単に「指定」という。)をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。)若しくは物件又は当該情報を媒体とする物件に特定秘密の表示(電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。)をすること。

二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、特定秘密である情報について前項第二号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第一号に掲げる措置を講ずることができるとなつたときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

4 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

5 行政機関の長は、指定の有効期間(この項の規定により延長した有効期間を含む。)が満了する時において、当該指定をした情報が前条第一項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

6 指定の有効期間は、通じて三十年を超えない。前項の規定にかかわらず、行政機関(会計検査院を除く。)の長は、前項の規定により指定の有効期間を延長しようとする場合において、当該延長後の指定の有効期間が通じて三十年を超えないこととなるときは、政府の有所するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお当該指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合(行政機関が会計検査院であるときは、当該行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて三十年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提供することができない。

一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を

含む。別表第一号において同じ。）

二 現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三 情報収集活動の手法又は能力

四 人的情報源に関する情報

五 暗号

六 外国の政府又は国際機関から六十を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

八 行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に關し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。

九 行政機関の長は、第四項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第八條第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等（同法第五條第五項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等（同法第二條第三項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならない。

十 行政機関の長は、指定をした情報が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（特定秘密の保護措置）

第五條 行政機関の長は、指定をしたときは、第三條第二項に規定する措置のほか、第十一條の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に關し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

第六條 警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第七條第一項の規定により提供するものを除く。）で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に對し当該指定をした旨を通知するものとする。

第七條 前項の場合において、警察庁長官は、都道府県警察が保有する特定秘密の取扱いの業務を行

わせる職員の範囲その他の当該都道府県警察による当該特定秘密の保護に關し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、当該指示に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第八條 行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めるときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第八條第一項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる。

第九條 前項の契約には、第十一條の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）の範囲その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に關し必要なものとして政令で定める事項について定めるものとする。

第十條 第四項の規定により特定秘密を保有する適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第三章 特定秘密の提供

（我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供）

第六條 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務の

うち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めるときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

第七條 前項の規定により他の行政機関に特定秘密を提供する行政機関の長は、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に關し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

第八條 第一項の規定により特定秘密の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第九條 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めるときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

第十條 前項の規定により都道府県警察に特定秘密を提供する場合については、第五條第三項の規定を準用する。

第十一條 警察庁長官は、警察本部長に對し、当該都道府県警察が保有する特定秘密で第五條第二項の規定による通知に係るものの提供を求めることができる。

第十二條 警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第七條第一項の規定により提供するものを除く。）で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に對し当該指定をした旨を通知するものとする。

第十三條 前項の場合において、警察庁長官は、都道府県警察が保有する特定秘密の取扱いの業務を行

わせる職員の範囲その他の当該都道府県警察による当該特定秘密の保護に關し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、当該指示に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第十四條 行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めるときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第十四條第一項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる。

第十五條 前項の契約には、第十一條の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）の範囲その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に關し必要なものとして政令で定める事項について定めるものとする。

第十六條 第四項の規定により特定秘密を保有する適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第十七條 警察庁長官は、警察本部長に對し、当該都道府県警察が保有する特定秘密で第五條第二項の規定による通知に係るものの提供を求めることができる。

第十八條 警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第七條第一項の規定により提供するものを除く。）で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に對し当該指定をした旨を通知するものとする。

第十九條 前項の場合において、警察庁長官は、都道府県警察が保有する特定秘密の取扱いの業務を行

は、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

第二十條 前項の契約については第五條第五項の規定を、前項の規定により特定秘密の提供を受ける適合事業者については同条第六項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第八條第一項」と、「を保有する」とあるのは「の提供を受ける」と読み替えるものとする。

第二十一條 第五條第四項の規定により適合事業者に特定秘密を保有させている行政機関の長は、同項の契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該特定秘密の提供を求めることができる。

第二十二條 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めるときは、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関であつて、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

第二十三條 （その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第二十四條 第四條第三項後段及び第六條から前条まで〇に規定するもののほか、行政機関の長は、

は、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

は、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

は、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

は、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

は、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

は、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

は、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

は、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

は、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

は、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

は、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

は、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六條第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合(次号から第四号までに掲げる場合を除く。)であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして○政令で定める措置を講じ、かつ、外に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第四百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第三百十六條の二十七第一項(同条第三項及び同法第三百十六條の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二 民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第二百二十三條第六項の規定により裁判所に提示す

る場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第十九條の四において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2 警察本部長は、第七條第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項第一号に掲げる場合(当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあつては、同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る。)、同項第二号に掲げる場合又は都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例(当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例を含む。)の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り、特定秘密を提供することができる。

3 適合事業者は、第八條第三項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合のほか、第一項第一号に掲げる場合(同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る。)(又は同項第二号若しくは第三号に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。

第四章 特定秘密の取扱者の制限
第十一条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行

わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第一項又は第十五條第一項の適性評価(第十三條第一項第十五條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による通知があつた日から五年を経過していないものに限る。)(において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者(次条第一項第三号又は第十五條第一項第三号に掲げる者として次条第三項又は第十五條第二項において読み替えて準用する次条第三項の規定による告知があつた者を除く。)(でなければ、行つてはならない。)(ただし、次に掲げる者については、次条第一項又は第十五條第一項の適性評価を受けることを要しない。

一 行政機関の長
二 国務大臣(前号に掲げる者を除く。)

三 内閣官房副長官
四 内閣総理大臣補佐官
五 副大臣
六 大臣政務官

七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項又は第十五條第一項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

第五章 適性評価
(行政機関の長による適性評価の実施)

第十二條 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価(以下「適性評価」という。)(を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員(当該行政機関が警察庁である場合にあつては、警察本部長を含む。)(次号において同じ。)(又は当該行政機関との第五條第四項若しくは第八條第一項の契約(次号において単に「契約」という。)(に基づき

特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなつた者(当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。)

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第一項の規定による通知があつた日から五年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者(以下「評価対象者」という。)(について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動(公になつていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であつて、

外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第三号において同じ。及びテロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第四号において同じ。)との関係に関する事項 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 四 薬物の濫用及び影響に関する事項 五 精神疾患に関する事項 六 飲酒についての節度に関する事項 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項	二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 四 薬物の濫用及び影響に関する事項 五 精神疾患に関する事項 六 飲酒についての節度に関する事項 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項	二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 四 薬物の濫用及び影響に関する事項 五 精神疾患に関する事項 六 飲酒についての節度に関する事項 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項	二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 四 薬物の濫用及び影響に関する事項 五 精神疾患に関する事項 六 飲酒についての節度に関する事項 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨 三 評価対象者が第一項第三号に掲げる者であるときは、その旨 四 行政機関の長は、第二項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評	一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨 三 評価対象者が第一項第三号に掲げる者であるときは、その旨 四 行政機関の長は、第二項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評	一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨 三 評価対象者が第一項第三号に掲げる者であるときは、その旨 四 行政機関の長は、第二項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評	一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨 三 評価対象者が第一項第三号に掲げる者であるときは、その旨 四 行政機関の長は、第二項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評

（権限又は事務の委任）

第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第六章 雑則

（特定秘密の指定等の運用基準）^{〇等}

第十八条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

内閣総理大臣

2 政府は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第一項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第一項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができ。

（国会への報告等）

第十九条 政府は、毎年、前条第三項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

（関係行政機関の協力）

第十九条 関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互

に協力するものとする。

（政令への委任）

第二十〇条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（この法律の解釈適用）

第二十一条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあつてはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由を十分に配慮しなければならない。

2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

第七章 罰則

第二十二條 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなかつた後においても、同様とする。

2 第四條第三項後段、第九條又は第十條の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び千円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 〇外国人の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、

くは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第二十四條 第二十二條第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第二十二條第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第三條 第二十二條第三項若しくは第二十三條第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十二條第一項若しくは第二項若しくは第二十三條第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十六條 第二十二條の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第二十三條及び第二十四條の罪は、刑法第二條の例に従う。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第十八條第一項及び第二項の変更に係る部分を除く。並びに附則第九條及び第十條の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間においては、第五條第一項及び第五項（第八條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）以下この条において同じ。の規定の適用については、第五條第一項中「第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関」とあるのは「当該行政機関」と、同条第五項中「第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定は、適用しない。」

（施行後五年を経過した日の翌日以後の行政機関）
第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過した日の翌日以後における第二條の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関（この法律の施行の日以後同日から起算して五年を経過する日までの間、次条第一項の規定により指定された特定秘密（附則第五條の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。）以下この条において単に「特定秘密」という。）を保有したことがない機関として政令で定めるもの（その請求に基づき、内閣総理大臣が第十八條第二項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要があるために生じた機関として政令で定めるものを除く。）とする。

（自衛隊法の一部改正）
第四条 自衛隊法の一部を次のように改正する。
目次中「自衛隊の権限等（第八十七條—第九十六條の二）」を「自衛隊の権限（第八十七條—第九十六條）」に、「第百二十六條」を「第百二十五條」に改める。

第七章 自衛隊の権限
第九十六條の二を削る。

第七章 自衛隊の権限
第九十六條の二を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第百二十二条を削る。

第百二十三条第一項中「一」を「いずれかに」に、「禁」を「禁錮」に改め、同項第五号中「めいていして」を「酌量して」に改め、同条第二項中「ほう助」を「幫助」に、「せん動した」を「煽動した」に改め、同条を第百二十一條とする。

第百二十四条を第百二十三條とし、第百二十五条を第百二十四條とし、第百二十六条を第百二十五條とする。

別表第四を削る。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第四五 次条後段に規定する場合を除き、この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法(以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。)第九十六條の第二一項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第三條第一項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第九十六條の第二項第一号の規定により付した標記又は同項第一号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第三條第二項第一号の規定によりした表示又は同項第二号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第四條第一項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

第五 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。旧自衛隊法第百二十二條第一項に規定する防衛秘密を取り扱うことを業務とする者であつて施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつたものが、その業務により知得した当該防衛秘密に関し、施行日以後にした行為についても、同様とする。

第二十九部 国家安全保障に関する特別委員会会議録第九号 平成二十五年十一月二十八日【参議院】

(内閣法の一部改正)

第六七 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十七條第二項第一号中「及び内閣広報官」を「並びに内閣広報官及び内閣情報官」に改める。

第二十條第二項中「助け」の下に「第十二條第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち

特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第 号)第三條第一項に規定する特定秘密をいう。)の保護に関するもの(内閣広報官の所掌に属するものを除く。)及び」を加える。

(政令への委任)

○第三條、

第七條 附則第二條、○第四條及び第五條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(指定及び解除の適正の確保)

第九條 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監督することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方)

第十條 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表(第三條、第五條、第九條関係)

一 防衛に関する事項

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。)の種類又は数量
ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの(仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの(製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(ヘに掲げるものを除く。)

二 外交に関する事項

イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの

ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(第一号イ若しくは二、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。)

ハ 安全保障に関し収集した○条約その他の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は

国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報(第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。)

二 ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

三 特定有害活動の防止に関する事項

イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ 特定有害活動の防止に関し収集した○国民の生命及び身体保護に関する重要な情報又は若しくは
国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
二 特定有害活動の防止の用に供する暗号

テロリズムの防止に関する事項

イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ テロリズムの防止に関し収集した○国民の生命及び身体保護に関する重要な情報又は若しくは
国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
二 テロリズムの防止の用に供する暗号

平成二十五年十二月十六日印刷

平成二十五年十二月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C